国土交通政策研究 第38号

外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究

2004年11月 国土交通省 国土交通政策研究所 総括主任研究官 河田 守弘 主任研究官 日原 勝也 研究官 蹴揚 秀男

はじめに

国際観光の重要性はここ数年で飛躍的に高まっており、政府においても21世紀の進路として観光立国を目指し、訪日外国人旅行者を2010年までに倍増するという目標を掲げている。観光立国の推進にあたって圧倒的に重要となるのは観光統計の整備であり、最近の官民の各種提言等においても観光統計の整備充実が求められている。

観光統計により外国人観光客の動向を詳しく把握することは、ターゲットとすべき国・地域や季節ごとの訪問客数の変動等に対応した観光政策の立案に必要であり、また実績に基づく観光政策の評価・検証を可能とするものである。加えて、観光統計は、単に観光政策にとって有用であるだけでなく、人の動きを把握するという意味で、より広範な地域政策の立案・検証にも必要な統計である。さらに、観光の経済効果等を把握し、観光の重要性等を国民に浸透させるためにも、観光統計は重要な役割を果たすと考えられる。

このように、観光立国の実現に向けて統計整備が重要となっているが、現状では様々な政策の立案や効果の検証のための基礎となる包括的な観光統計がなく、基準が統一されていないため地域間比較もできない等の問題点がある。また、近年、観光に関する統計整備を進める動きが国際的に急速に強まっていることも踏まえ、こうした国際的な動きと連携を取り、統計整備を進めることは、経済大国としての我が国の重要な責務の一つである。

こうした問題意識の下、本研究においては、外国人観光客に係る我が国の既存統計及び海外の統計の現状を整理するとともに、日本人観光客を含む包括的な観光統計の整備に資することも展望しつつ、外国人観光客に係る統計の整備に向けて克服すべき課題・問題点及び日本で整備すべき統計情報の基本的イメージについて、実務的・実践的な観点から検討を進めてきた。このイメージの具体化には、個別の項目毎にコスト等の検討を行うことが必要であり、観光統計の整備を前進させるため、関係者において更に議論が進められることを期待する。

なお、本研究の実施に当たっては、「外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究会」を設置し、委員として(株)ちばぎん総合研究所取締役社長 額賀信氏、立教大学観光学部教授 松本和幸氏、(社)日本経済団体連合会産業本部長 高橋秀夫氏、(社)日本観光協会調査企画部長 古賀学氏、(社)日本ツーリズム産業団体連合会事業部長 小田中克巳氏、(独)国際観光振興機構事業開発部調査・情報室長 小堀守氏、北海道経済部観光振興課長 伊藤邦宏氏、日本銀行国際局国際収支統計担当総括企画役 萩野覚氏(前任:日本銀行国際局国際収支課調査役 武田英俊氏)からご指導頂いている。また、資料の収集及び作成に関しては、(財)日本交通公社主任研究員 塩谷英生氏から多大な貢献を頂いている。

本報告書の発刊に当たり、ここに厚く感謝の意を表する次第である。

2004年11月

国土交通省国土交通政策研究所 総括主任研究官 河田守弘 主任研究官 日原勝也 研究官 蹴揚秀男

概要

研究の概要

1 はじめに

国際観光の重要性はここ数年で飛躍的に高まっており、政府においても21世紀の進路として観光立国を目指し、訪日外国人旅行者を2010年までに倍増するという目標を掲げている。観光立国の推進にあたって圧倒的に重要となるのは観光統計の整備であり、最近の官民の各種提言等1においても観光統計の整備充実が求められている。

そこで本研究においては、「外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究会」を 開催し、外国人観光客に係る我が国の既存統計及び海外の統計の現状を整理するとともに、 日本人観光客を含む包括的な観光統計の整備に資することも展望しつつ、外国人観光客に 係る統計の整備に向けて克服すべき課題・問題点及び日本で整備すべき統計情報の基本的 イメージについて、実務的・実践的な観点から検討を進めてきた。本報告書は、その調査 結果をまとめたものである。

2 外国人観光客に関する既存統計

(1) 外国人観光客に関する我が国の既存統計

我が国の外国人観光客に関する主要な統計としては、「出入国管理統計」(法務省)、「訪日外国人旅行者調査」(独立行政法人国際観光振興機構(Japan National Tourist Organization)。以下「JNTO」という。)、「国際航空旅客動態調査」(国土交通省航空局)及び「国際収支統計(旅行収支)」(財務省・日本銀行)を挙げることができる。表1にこれら統計の調査概要を示す。

①法務省「出入国管理統計」

出入国管理統計はすべての外国人出国者及び入国者を対象としており、正規出入国者以外に協定該当者、特例上陸人員についても集計している。2002年の正規外国人入国者数は577.2万人、うち短期滞在は430.2万人となっている。正規入国者以外では、協定該当者(米軍等)が13.2万人、特例上陸者は204.1万人(うち乗員上陸が130.5万人)と集計されている。

なお、JNTOが公表する「訪日外客数」は、出入国管理統計に基づき、正規入国外国人から日本に永住的に居住する外国人を除き、特例上陸者のうち一時上陸者(寄港地上陸者及び周辺上陸の乗客)並びに通過観光客(観光通過上陸者)を加えて集計しており、2002年のJNTO訪日外客数は523.9万人である。

②JNTO「訪日外国人旅行者調査~訪問地等について」

訪日外国人旅行者調査は、国際空港等から出国する外国人旅行者(滞在期間2日以上、6カ月以内)を対象に、属性(居住国・地域、性別・年齢層)や訪日目的、訪問地、旅行

¹ 例えば政府レベルでは「観光立国行動計画」(平成15年7月 観光立国関係閣僚会議)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月 閣議決定)において観光統計の整備充実が掲げられているほか、民間においても「21世紀のわが国観光のあり方に関する提言―新しい国づくりのために―」(平成12年10月 (社)経済団体連合会)において観光統計の整備充実の重要性が指摘されている。

形態等の項目について調査員聞き取り(アンケート)により実施されている。調査地点については、2002年調査では新千歳、成田、名古屋、関西、福岡、那覇の国内6空港であるが、2004年調査からは韓国人旅行者の多い博多港が調査地点に追加される予定である。

③国土交通省航空局「国際航空旅客動態調査」

国際航空旅客動態調査は、国際航空旅客の個人属性、国内流動、国際流動及び空港選択理由を調査し、国際空港整備に資する基礎資料を得るため、すべての国際線定期便就航空港における出国旅客(日本人、外国人)及びトランジット客を対象として、調査員聞き取りにより実施されている。

④財務省・日本銀行「国際収支統計(旅行収支)」~「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」

訪日外国人旅行者消費額等の動向調査は、従来把握されていなかった外国人が我が国に持ち込む円貨等に関するデータを収集し、これを国際収支統計の基幹項目の一つである旅行収支に反映させるため、2002年に成田空港から出国する外国人を対象として実施されている。なお、旅行収支が対象とする旅行者の範囲としては、1年以内の短期滞在者に加えて、留学生については滞在日数に関係なく旅行者とみなすとされている(IMF国際収支マニュアル第5版による)。

表1 我が国における主な外国人観光容統計とその概要

			*************************************	国際計畫 能調本(4) 在中	
		ロム当官性税引 (正規入国外国人について)	が日外国人水付有調宜(V2年度) (JNTO)	(UI年度) 司)	国际収入机計(以発音・日本戦行) ~「訪日外国人旅行者消費額等の動向 調査報告書」
	① 調査対象	外国人出入国者*	出国外国人旅行者	出国旅客及びトランジット旅客	訪日外国人旅行者
	〇調査対象外国人の範囲	外国人の出入(帰)国者。正規出入国者以外 に協定該当者、特例上陸人員も集計。	出国外国人旅行者対象。滞在期間2日以 上、6ヶ月以内。海港からの出国者を除く。	空港から出国する外国人*	空港から出国する外国人。滞在期間1年以 内の非居住者及び留学生*
(2) 調引	調査方法	カウント**及びEDカード(自計)	他計(調査員聞き取り)。一部自計*	他計(調査員聞き取り)。一部自計**	他計(調査員聞き取り)
	〇調査周期	·毎年	·毎年		•検討中**
	〇実施頻度•回数	・発生の都度、月間及び年間	·年3回(夏季、秋季、冬季)	· 年2回	·年1回
	〇調査時期(または発送時期)	•通年	•02年8月、11月、03年2月	・01年8月及び11月の各1週間	·2002年11月11日~2002年12月10日
	〇調査場所	・全ての出入国港	・空港(6ヶ所)**の出国待合室	全国の国際線定期便就航空港(23ヶ所)。 CIQ後の待合室及びサテライトで実施。	成田空港内(CIQ手続き後に実施)
	〇有効標本数	ı	•7,602票/年	・5,380人:2週間合計*	·有効回答8,279人
	·無作為性等	1	1		1
(3) 調(3)	調査事項	日本人及び外国人の出入(帰)国の状況	外国人旅行者の訪問地等の実態	空港別旅客需要予測の基礎データ	外客消費額(クレジットカード等を除く)
	〇属性等	性、国籍、年齢	・居住国、性、年齢	•国籍、性別、年齡、職業、年収	•居住地、年齡
	〇旅行目的·滞在期間等	·在留資格、再入国、滞在期間	·訪日目的、旅行形態、滞在期間	·旅行目的、旅行形態、滞在日数、旅行日数	·旅行目的、滞在日数、来日形態、同行人数
	〇出入国港・行き先等	· 入国港、出国港	・訪問地(都市、施設)と泊数・3 国業	·入国先、出国先、入国空港、出国空港 国内註開地/建中旺七計、註問順	
	1		- 人里布		14 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	〇个の高		•訪日旅行の感想	・空港への交通手段、空港選択理由等	・持ち込み円貨、手段別取引額等 (円持ち込み額、CD引出額、両替額等)
4	④ 作成指標(集計事項)	旅行者数	外国人旅行者の構成比	外国人旅行者の構成比	旅行収支(受取)***
	〇集計の期間	·年次、月次	・年次、季別(訪問地のみ)		·年次
	〇属性等	•性、国籍、年齢	・居住国、性、年齢	•国籍、性別、年齡、職業、年収	·居住地、年齡
	〇旅行先区分	・無し(出入国港別推計は可)	·訪問地別、都道府県別	・ブロック別、都市別(選択肢式)	
	〇旅行目的区分	・短期滞在について観光、商用等5区分	·観光·業務等11区分	·観光、業務等7区分	·観光、業務等9区分
	〇居住国区分等	・国籍別、ブロック別集計あり	・主要居住国別、ブロック別集計	・居住ブロック別集計あり	・主要居住国別、ブロック別集計あり
	〇その他集計項目等	ı	・主要居住国別データ集を特掲業		
(5) 公員	公表時期•方法				
	〇公表時期	每年7月	不定期(02年度結果は04年5月に出版)	年度末	1
	〇公表方法	「出入国管理統計年報」法務大臣官房司法 法制調查部調查統計課発行·販売 「法務統計月報」每月同課発行	報告書を販売	「国際航空旅客動態調査 集計結果」にとり まとめている	旅行収支の計数は日本銀行HP、IMFのH P、財務省のHPで公表。委嘱調査報告書 は、財務省HPで公表。
(D)	松	*よく用いられるJNTO訪日外客数は、法務 省資料に基づき、正規入国外国人のうちか ら、日本に永住的に居住する外国人を除き、 特例上陸者のうち一時上陸者(寄港地上陸 投び周辺上陸の乗客)及び通過観光客(観 光通過上陸者)を加え集計されている。目的 は観光、商用、その他、一時上陸の4区分 **MRP (Machine Readable Passport:機械読 み取り可能パスポート)による	*言葉が通じない場合は最も答えやすい調 査票(英中韓仏独西)を選んでもらい自記入 してもらう **成田. 関西. 名古屋、福岡、那覇、新千歳 (02年度調査より羽田に替え新干歳を追加) ***韓国、台湾、香港、中国、米国、英国の6 カ国	*外客標本の他、日本人16.246人、トランジット旅客2.213人(若干の日本人を含む) **英語が通じない場合は11カ国の調査票から選び自記入	*IMF国際収支マニュアル第5版に概ね準拠。 地。 **単発の調査。調査方法の見直しも含め検討中。 計中。 ***国別滞在日数別に加重平均して消費額 を算出。
					JTBF作成

(2) 都道府県における外国人観光客統計の現状

都道府県の入込統計においても、独自に外国人に関する統計を作成している例がいくつか見受けられるが、統計手法は統一されていない。

47 都道府県のうち外国人観光客に関する統計を独自に作成しているケースは、19 道県となっている(JNTO「訪日外国人旅行者調査」の都道府県訪問率をそのまま掲載している例等は除く)。ただし、石川県(兼六園のみ)や沖縄県(出入国管理統計を独自に加工)の簡便な統計を含めた場合は21 道県となる。表2に都道府県における外国人観光客統計の作成状況を示す。

なお、各都道府県が独自に実施してきた入込統計の手法・基準を統一化するため、(社) 日本観光協会が「全国観光統計基準」を作成しており、2003年には8都道府県の入込統計 において同基準が採用されている。同基準では、宿泊施設に対する外国人観光客の宿泊数 の聞き取り調査から、外国人観光客数を把握することとしている。

都道府県における外国人観光客統計の作成状況をみると、総入込数(宿泊客数+日帰り客数)を推計しているのは、簡易推計を含めて12道県である。宿泊客数では11道県、宿泊延泊数では5道県、日帰り客数は3県となっている(いずれも簡易な推計方法を除く)。このうち北海道では、宿泊施設調査を実施するとともに、貸切バス利用状況調査等から外国人観光客の平均宿泊日数を把握し、宿泊延べ数を平均宿泊日数で除することにより外国人観光客総数を推計している。その他の県では、観光施設調査から外国人観光客総数を推計している場合が多いものの、外国人数を把握している観光施設は、島根県(一部市町村)、熊本県(22軒)など限定的と考えられる。また、山梨県では宿泊施設調査から得た延べ宿泊数に占める外国人比率を基に、県外観光客と同じ係数を用いて、宿泊延べ数、総入込客数等の指標の推計を行っている。

宿泊施設調査を行っている道県のうち、ほぼ全施設調査を行っているものは北海道だけであり、他の県では、秋田県(184宿泊施設のみ)、福島県(15の観光協会のみ)、愛知県(回答宿泊施設のみ)など任意の標本施設を抽出して実施しているケースが多く、施設数を明記していない資料もある。また、標本調査結果を基に県内全施設に拡大推計するといった作業は行われていない。

対象宿泊施設の種別については、北海道では、ホテル、旅館、簡易宿所という区分をしており、別荘、同伴ホテル、カプセルホテル等を除くほとんどの宿泊施設タイプが原則として調査対象となっている。他の県の場合は、熊本県(大型宿泊施設のみ)など、比較的大型のホテルや旅館に偏るケースが多い。

表2 都道府県における外国人観光客統計の作成状況

		延泊数	(大)	863,050	1	107,910	ı	ı	ı	ı	ı	80,188	1	1	ı	T	1	1	245,492	ı	ı	69,688	ı	_
		宿泊客数	3	770,868	ı	ı	18,883	53,647	36,020	ı	I	60,292	691,806	ı	62,249	ı	I	23,213	197,161	117,033	184,413	ı	ı	←入国者数
	年計(02年)	総入込数	3	279,350	57,920	ı	ı	ı	ı	26,177	56,893	398,792	1	87,828	1	43,948	374,403	ı	ı	418,082	ı	ı	72,722	180,041
		その他掲載事項等				仙台市:案内所データ						別途宿泊客アンケート実施							長崎空港路線別利用者数					国際路線別利用者数
			旅行集計						_											0				0
	<u> </u>	田名	施設種別						0					0										_
ځ	項目	四国	EC .	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0				0	0	0	0	0	0	0	-
部分的	(公事		本型	0	0	4	_	4	0		0	_	0	0	0	٥	4	_	0	4	4	_	4	
〇有り △部分的	集計項目(公表項目		五型		0		0																	
〇有	集計	月雨		0					0									0		0		0		
		暦年· 年度		年度	兩年	酥年	酥年	酥年	年度	酥年	酥年	暦年	酥年	酥年	酥年	酥	酥年	酥年	酥年	酥年	酥年	酥年	酥年	暦年
	対象範囲·推計期間	調査対象範囲・定義等 (全数調査、サンプル調査)		ホテル、旅館、簡易宿所。	観光地、観光施設、観光行祭事。観光レク目的	184宿泊施設		15の観光協会のみ。他地域を除く	173宿泊施設を抽出、150施設が回答	「兼六園」外国人観光客数のみ		宿泊施設調査により延泊数を把握。他は推計値	回答宿泊施設のみ			一部市町村		168宿泊施設		観光施設22軒、大型宿泊施設のみ		120宿泊施設のみ		入国者数(県内港。一時上陸を加算)
部分的		田毗				_						٥							_	0	0	_		
◁	-指標	—	容数 延泊数	0		0	$\overline{}$	0	0			0	0		0			0	0	0	0	0		
〇有り	集計指	-	込客数字表	0	0		_	_	_	٥	0	4	_	0	_	0	0	_	_	0	0		0	◁
	統計有無		〇有り △簡易	0	0	0	0	0	0	⊲	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	◁
				4																				
		資料名称		北海道観光入込客数調查報告書 平成14年度版	岩手県観光統計概要 平成14年版	観光統計概要 平成14年	平成14年 秋田県観光統計	観光客入込状況 平成14年	平成14年度 新潟県観光動態の概要	統計からみた石川県の観光 平成14年	福井県観光客数動態推計表 平成14年	平成14年 山梨県観光客動態調査報告書	平成14年 愛知県観光レクリェーション利用者統計	平成14年 滋賀県観光入込客統計調査書	観光客動態調査報告書 平成14年	平成14年 島根県観光動態調査結果表	平成14年 広島県入込観光客の動向	平成14年 佐賀県観光客動態調査	長崎県観光統計 平成14年	平成14年 熊本県観光統計表	平成14年 観光動態調査	平成14年 観光動向調査結果	平成14年の観光客の動向	平成14年版 観光要覧
		実施都道府県									福井県観光客数動態推計表	平成14年	平成14年	平成14年	和歌山県 観光客動態調査報告書 平成14年				長崎県観光統計	平成14年	平成14年		県 平成14年の観光客の動	
				道 北海道観光入込客数調査報告書	手県 岩手県観光統計概要	04 宮城県 観光統計概要 平成14年	05 秋田県 平成14年 秋田県観光統計	07 福島県 観光客入込状況 平成14年	15 新潟県 平成14年度 新潟県観光動態の概要	17 石川県 統計からみた石川県の観光 平成14年		19 山梨県 平成14年 山梨県観光客動態調査報告書				平成14年	平成14年	平成14年				45 宮崎県 平成14年 観光動向調査結果	平成14年の観光客の動	47 沖縄県 平成14年版 観光要覧

注:宿泊客数と記載されている場合でむ、実際には延泊数を計上していると考えられるケースがある

3 海外における外国人観光客統計の現状と新たな展開

(1) 海外における外国人観光客統計の現状

世界観光機関(World Tourism Organization。以下「WTO」という。)では、1999 年の調査 "Methodological Supplement to World Tourism Statistics" において、世界各国の観光統計作成状況の整理を試みている。この調査では、217 の国の観光機関へ調査票を送付し、130 カ国から回答を得ている(回収率 60%)。

130 カ国のうち、外国人観光客統計を整備している国は 125 カ国、96%に上っており、これは海外旅行統計 (68%) や国内旅行統計 (51%) に比較して高い比率となっている。 海外において外国人観光客統計を編集するために収集しているデータとしては、EDカードが最も多く、125 カ国中 90 カ国と 72%が活用している。宿泊施設記録については 66カ国 53%、来訪客調査は 70 カ国 56%が収集している。

なお、WTOが定めた観光客の定義は以下のとおりである。

- ・ 非日常圏への12カ月以内の外出で、行き先での報酬を伴わないもの
- ・ 宿泊客と日帰り客 (通過客を含む)
- ・ 日常的に国境を越える労働者を除く
- ・ 入国しないトランジット客を除く
- ・ 移民、遊牧民、難民を除く
- 軍人、外交官等の公用旅行を除く

(2) 主要な国際観光客受入国における外国人観光客統計の現状

2002 年における国際観光客主要受入数上位 10 カ国について、その外国人観光客統計の現状を 1999 年の"Methodological Supplement to World Tourism Statistics"から整理する。なお、EU諸国においては、現在EU Directive に沿って外国人観光客に係る統計手法を統一する方向で見直し中である。

10 カ国は、上から順に、フランス、スペイン、米国、イタリア、中国、英国、カナダ、メキシコ、オーストリア、ドイツである(表3参照)。

10 カ国のうち、外国人観光客統計の作成にEDカードを利用している国は4カ国、宿泊記録を利用している国は5カ国、旅行者調査を実施している国は7カ国となっている(スペイン、中国等、その後の質問でEDカード、宿泊記録等について回答しているケースがある)。

EDカードを利用している国はアメリカ、カナダ、メキシコなど北米に多い他、中国も使用していると回答している。ヨーロッパ諸国ではEDカードは外国人観光客統計にあまり利用されていない。

国による宿泊施設名簿所有の有無については、10カ国中6カ国が所有していると回答している(イギリスでは地方政府観光局ベースで収集しており、これを合わせると7カ国)。アメリカ、カナダ、ドイツでは所有していないとしている。

旅行者調査は、10 カ国中8カ国で実施されており、オーストリアとドイツでは実施されていない。(中国は、表3において外国人観光客統計作成のために旅行者調査を使用しているとは回答していないが、別の項目において実施していると回答している。)旅行者調査を実施している8カ国とも空港、国境道路、機内など、すべて国境調査として行われており、調査の目的としては、客層の把握、消費額の把握、国際収支統計の作成(イタリア、英国、中国)などが挙げられている。

表3 主要受入国における外国人観光客統計の情報ソース [02 年国際観光客受入数上位 10 ヶ国]

	1位 フランス	2位 スペイン	3位 アメリカ	4位 イタリア	5位 中国	6位 英国	7位 カナダ		9位 オーストリア	10位 ドイツ
(1)インバウンド・ツーリズムに関して編集 されている統計があるか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)データ収集の方法は? 出入国カード			0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0		0	0		
宿泊記録 訪問客調査 その他	0	0	0	8		8	0	Ö	<u> </u>	0
(3)データ収集をする組織があるか	0	0	0		0	0	0	0	0	0
(4)集計や出版を担う組織があるか		Estudios Turí	Department of Commerce,	ITALIANO	Public Security of P.R. China and China National	Passenger Survey Branch, Office for National Statistics	Statistics Canada	Dirección	Central	Federal Statistical Office

(3) 外国人観光客に係る統計手法の国際統一基準策定への動き

①外国人観光客に係る統計手法の統一への取組み

WTOでは、2003年より新たなプロジェクトとして、外国人観光客統計の国際統一基準の策定に取り組んでいる。これは、米・カナダ・メキシコ・スペイン・イタリア・スウェーデン・フィンランド・仏の8カ国での現行サーベイ手法を比較しつつ、最小の情報量で、行政目的・統計目的・分析目的といった多くの行政機関の用に供する最良のモデルを構築しようとする試みである。

これら8カ国の外国人観光客統計の検討を経て、WTOでは外国人観光客に係る消費額の推計調査のプロポーザルを作成している(WTO "Measuring Visitor Expenditure For Inbound Tourism")。この調査票案は、観光宣伝施策や観光統計を作成する国の観光行政機関のみならず、国際収支を作成する中央銀行やSNAを作成する国の統計機関の利用にも資するものとなっている。

さらにWTOでは、次のステップとして、WTOの提案する調査票の妥当性を検証するため (地域差等を考慮するため)、世界 48 カ国を選定して、外国人観光客統計の作成状況についてのアンケート調査を実施している (2004 年度中に最終結果公表予定)。我が国の外国人観光客統計を整備する上でも、国際的整合性に配慮する観点から、WTOの調査結果をある程度参考としていく必要がある。

②EUにおける宿泊統計の進展

宿泊記録等による外国人観光数統計に関しては、EUにおいて統計法による整備が進んでおり、"EU Tourism Statistics Directive"が 1995 年 12 月に策定されている。

また、EUで作成されている "The Design and Implementation of Surveys on Inbound Tourism ,2000 年 5 月刊行"の第 4 章 "Inbound Visitors To An Open Area" において、宿泊施設や主要観光施設等でのサーベイ方法が整理されている。

このほか、速報性のあるデータへのニーズの高まりから、スウェーデンでは、2002 年秋よりインターネットを用いた宿泊統計の作成が準備されている。

4 我が国の外国人観光客に係る統計情報のあり方について

(1) 訪日外国人観光客統計の問題点

我が国における外国人観光客統計の問題点としては、下記の点を挙げることができる。

- ・ 様々な目的で観光客に関わる統計が作成されているものの、包括的な統計がなく、断 片的になっている。
- ・ 都道府県のレベルでは、統計が作成されていない地域が多いことや統計の基準が統一 されていないために地域間の比較ができない。公表の頻度や集計期間(年度・暦年) も一定ではない。
- ・ 各種旅行者調査(国境調査)における訪日外国人観光客数の定義(範囲)も曖昧である。報酬を伴う旅行を含むかといった点や、対象となる旅行の滞在日数は、調査によって異なる。
- ・ 宿泊施設から情報を得る場合でも民宿が入るかどうかなど地域・統計により差異があ る。
- ・ 旅行消費額についての調査が整備されていない(財務省「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」など単年度で終了する調査が多い)。
- ・ 統計法に基づく調査でないことから、サーベイ調査に強制力がない。
- 訪日外国人観光客統計全般に申告者の捕捉率が低い。
- ・ 統計を作成している個々の調査機関にとって調査コストの負担は大きい。このため、 海外における旅行者調査に比較して我が国の旅行者調査は全般に標本数が少ない。ま た、地域性を配慮した調査地点数の設定や、季節性を考慮した調査日数(頻度)の設 定において、母集団と異なる標本設計とならざるを得ない面がある。
- ・ 旅行者調査で、訪問地率を推計する場合、調査空港所在都道府県の比率が高くなる傾向がある。また、大都市を除き、訪問地名を想記させることが困難なケースもある。
- ・ 外国人が記入したEDカードも、旅館業法における宿泊者名簿についても、統計化は 行われていない。また、宿泊施設の名簿(リスト)が整備されていない。

(2) 統計整備の基本的方向

我が国において外国人観光客統計を整備するための基本的方向を整理すると、下記の点が必要となる。

①緊急性

国際観光の重要性はここ数年で飛躍的に高まっており、政府においても21世紀の進路として観光立国を目指し、訪日外国人旅行者を2010年までに倍増するという目標を掲げている。観光統計の整備は観光立国を推進し、実現するための基礎であり、最も重要な対策として早急に統計整備を進める必要がある。

②国際的整合性

近年、国際観光に関する統計整備を進める動きが国際的に急速に強まっている。こう した国際的な動きと連携を取り、統計整備を進めることは、経済大国としての我が国の 重要な責務の一つであり、積極的な国際協力・貢献が望まれる。我が国における外国人 観光客統計の整備には、世界各国の統計情報との比較という視点も重要となることから、 定義等に関する国際的整合性に十分配慮し、国際比較に耐え得る統計を整備する必要がある。

③包括性

今日の我が国における観光の重要性にかんがみると、外国人観光客のみならず日本人旅行者も含めた統計情報が地域間で比較できるよう包括性・統一性に配慮するとともに、宿泊統計においては、可能な限り広範の施設を調査対象とする必要がある。

4公表の迅速性

統計情報を的確に観光政策や観光関連団体・事業者の取組に反映させることを展望すると、月次でデータを集計し、速報ベースでは翌月に公表する等の迅速な対応を推進する必要がある。

⑤継続性

観光統計は、単に観光政策にとって有用であるだけでなく、人の動きを把握するという意味で、地域政策の立案・検証にも必要な統計である。政策効果を正確に検証するためには、時系列において整合性のある統計情報が不可欠であることから、統計調査の法的位置づけに関する明確化を検討すること等により、データの継続性を確保する必要がある。

6安定性•曙名性

報告者の協力を得て信頼できる統計を作成するためには、個別報告者のデータが個人情報として保護され、統計作成以外の目的で利用されないようデータベースの適切な管理体制を構築する必要がある。

(3) 整備することが望ましい統計と役割分担

上記の問題点及び基本的方向を踏まえて、我が国において今後整備すべき外国人観光 客統計について、必要とされる統計情報のイメージと国・地域の役割分担を整理する。 また、対応する調査方法について整理する。

①国レベルで必要な対応

- ・ 国に期待される役割は、全国的な基準の統一、統計調査の法的位置づけに関する明確 化の検討、全国データの集計・公表とデータベースの管理体制の検討に対応すること である。
- ・ 外国人観光客の消費動向や消費による経済波及効果を把握するためには、消費統計が 必要となる。また、世界各国で導入が進められているTSA(ツーリズム・サテライト・アカウント²)により観光経済を測定する上で外国人観光市場の基礎資料ともなる。

² ツーリズム・サテライト・アカウント (Tourism Satellite Account)

GDPなどの国民経済計算だけでは十分把握できない経済活動に関して、国民経済計算を補完する目的で、その概念に準拠して作成される諸統計(サテライト・アカウント)のうち、ツーリズムに関するものをいう。国内旅行消費額、外国人旅行消費額、観光GDP、観光産業の雇用等の統計からなる。2000年に国連において、TSAの方法論が国際標準として採択された。

- ・ IMF基準に準じて旅行収支(国際収支統計)を作成するためには、持ち込み円貨や 支払手段等の別の消費額と、業務、観光の目的区分を毎年把握していくことが望まし い。
- ・ 海外においては、滞在期間・平均泊数の指標は重視されている。発国別の1泊あたり 消費額等の指標等がマーケティングに活用される例が多い。
- ・ 性・年代、旅行目的、旅行形態(団体/個人別)、国内交通機関等、旅行動向について の包括的な統計情報が、効果的なプロモーション活動を進める上で必要である。
- ・ 宿泊統計が整備された場合、親類・知人宅訪問など、宿泊記録に反映されない統計情報を補完するため、サーベイ調査等による宿泊施設種別についての情報が必要である。

②地域レベルで必要な対応

- ・ 地域に期待される役割は、全国統一の基準に基づくデータの収集、特に地域内の宿泊 統計の迅速な集計・公表に対応することである。
- ・ 都道府県別・市町村別の外国人観光客については、最も基礎的な情報として、到着数、 宿泊(延)数を把握することが必要である。これにより、地域間比較が可能となる他、 経済効果推計の基礎数値としても活用できる。
- ・ 到着数、宿泊数の月次データを集計・公表することによって、地域毎に季節性を把握できる他、効果的なプロモーション展開や、各種施策に対する政策評価の精度を高めることが可能となる。
- ・ インターネットを活用するなどして統計の速報性を高めることにより、観光関連業界だけでなく、地域の広範な事業者に有用なマーケティング情報を提供することができる。

③民間に求められる対応

- ・ 統計調査の充実のためには、観光関連民間企業の協力が不可欠である。統計調査の充 実そのものが観光関連企業の戦略策定や経営基盤強化に資することを勘案し、観光関 連民間企業においても統計作成に積極的に協力することが期待される。
- ・ 統計作成における民間企業の協力に当たっては、関連諸団体による働きかけや連携が 有用であり、統計充実に向けて、諸団体による積極的な推進活動が望まれる。

4 統計情報の収集方法

- ・ 国レベルで整備することが望ましい統計情報は、消費額、属性・旅行内容等に係るものであり、主に国境調査(旅行者調査)によって収集される。消費額、滞在期間等の情報としては、出国時の調査が適当である。
- ・ 地域レベルの統計情報は、まず宿泊統計を整備することによって得られる。消費額や 経済効果、満足度やプロモーション効果等について、追加的な情報を得る場合には、 適宜各地域において旅行者調査や主要な特定施設の入場者数調査等を定期的・持続的 に実施する。

(4) 統計整備への検討項目

更に、今後統計化を推進していくに当たって、検討が必要とされる事項は以下のとおりである。

○定義等の検討

- ・ 統計の対象とすべき訪日外国人観光客の定義を明確にする。
- ・ 宿泊統計においては、調査対象となる施設の範囲について、施設種別や規模などを軸 に、統計化の難易度等を勘案しつつ決定する必要がある。また、全国の宿泊施設名簿 を作成する必要がある。
- ・ 定義等については、WTOの外国人観光客統計に関する国際統一基準化の動きも参考 としていく。

○調査方法・推進主体の検討

- ・ 調査方法については、先進国やEUの事例も参考とする。調査コストの削減や速報性 の向上、回答率・回収率の向上のため、インターネット活用等(フランス、スウェー デン等に事例あり)、新しい調査技術の積極的な活用についても検討する。
- ・ 調査予算や、技術的制約を踏まえて、調査方法、標本数、公表の頻度等の検討を行う。
- ・ 指定統計あるいは承認統計を含めた統計法上の位置づけを検討する。
- ・ 推進主体・人員、調査予算の確保を推進する。関係各機関が可能な範囲で連携を行う。
- ・ 外国人観光客に係る統計情報について、データベースの構築が重要であり、その管理 主体を明確にする必要がある。

5 「外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究会」について

(1) 体制

国土交通政策研究所に設置

<メンバー>

◎額賀 信 株式会社ちばぎん総合研究所社長

○松本 和幸 立教大学観光学部教授

· 高橋 秀夫 社団法人日本経済団体連合会産業本部長

•古賀 学 社団法人日本観光協会調査企画部長

・小田中 克巳 社団法人日本ツーリズム産業団体連合会事業部長

· 小堀 守 独立行政法人国際観光振興機構事業開発部調查·情報室長

· 伊藤 邦宏 北海道経済部観光振興課長

(武田 英俊 日本銀行国際局国際収支課調査役)

• 秡川 直也 国土交通省総合政策局観光企画課企画官

•田島 聖一 国土交通省総合政策局国際観光推進課長補佐

· 舟本 浩 国土交通省総合政策局観光地域振興課長補佐

•大高 豪太 国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課長補佐

• 伴 正 国土交通省総合政策局情報管理部交通調査統計課長補佐

•吉田 耕一郎 国土交通省総合政策局情報管理部交通調査統計課調査室長

<事務局>

·河田 守弘 国土交通省国土交通政策研究所総括主任研究官

・日原 勝也 国土交通省国土交通政策研究所主任研究官

· 蹴揚 秀男 国土交通省国土交通政策研究所研究官

· 塩谷 英生 財団法人日本交通公社主任研究員

◎:座長、○:座長代理、敬称略

() 内は前任者

(2) 研究会の概要

第1回研究会

- 開催日時 平成16年7月2日(金) 10:00~12:00
- · 開催場所 中央合同庁舎第2号館低層棟 共用会議室2A
- ・ 議事 ① 趣旨と検討内容
 - ② 外国人観光客に係る統計情報の現状
 - ③ 意見交換

第2回研究会

- 開催日時 平成16年10月29日(金) 14:00~16:00
- · 開催場所 中央合同庁舎第2号館低層棟 共用会議室1
- ・ 議事 ① 報告書(案) について
 - ② 意見交換

目 次

第1章	外国人観光客に係る既存統計1
	外国人観光客に係る既存統計 1 (1) 法務省「出入国管理統計」 1 (2) JNTO「訪日外国人旅行者調査」 3 (3) 国土交通省航空局「国際航空旅客動態調査」 4 (4) 財務省・日本銀行「国際収支統計(旅行収支)」 ~ ~「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」 5 都道府県等における外国人観光客統計の現状 11 (1) 外国人観光客統計の作成状況 11 (2) 調査対象・調査方法等 11
	(3) 推計期間・集計項目等12
第2章 1	海外における外国人観光客統計の現状と新たな展開 15 海外における外国人観光客統計の現状 15 (1) 海外の外国人観光客統計の現状 15 (2) 主要な外国人観光客受入国における外国人観光客統計の現状 17 (3) 外国人観光客に係る統計手法の国際統一基準策定への動き 21
第3章	我が国の外国人観光客に係る統計情報のあり方について23
1 2 3 4 5	訪日外国人観光客統計の問題点23統計整備の基本的方向23整備することが望ましい統計と役割分担25今後の統計整備に向けての検討項目26整備することが望ましい統計のイメージ27
咨判编	20

第1章 外国人観光客に係る既存統計

第1章 外国人観光客に係る既存統計

1 外国人観光客に関する我が国の既存統計

- ・ 我が国における主要な外国人観光客統計としては、「出入国管理統計」(法務省)、「訪日外国人旅行者調査」((独)国際観光振興機構(Japan National Tourist Organization)。 以下「JNTO」という。)、「国際航空旅客動態調査」(国土交通省航空局)、及び「国際収支統計(旅行収支)」(財務省・日本銀行)を挙げることができる。
- ・ 表1は、我が国の主要観光統計の調査概要を整理したものであり、表2~表3は、標本の属性・旅行内容についての比較表である。
- ・ なお、入国者数については、JNTOが「出入国管理統計」の入国者数を基礎として、 旧運輸省が策定したマニュアルに沿って「訪日外客数」を推計、公表している。

(1) 法務省「出入国管理統計」

○調査対象

- ・ 出入国管理統計では、すべての外国人出国者及び入国者を対象としており、正規出入 国者以外に協定該当者、特例上陸人員についても集計している。
- ・ 2002年の正規外国人入国者数は577.2万人、うち短期滞在は430.2万人となっている。 正規入国者以外では、協定該当者(米軍等)が13.2万人、特例上陸者は204.1万人(う ち乗員上陸が130.5万人)と集計されている。

	正規出入国者数		協定該当者	特例上陸
		うち短期滞在		許可人員
入国者数	577.2 万人	430.2 万人	13.2 万人	204.1 万人

・ JNTOが公表する「訪日外客数」は、出入国管理統計に基づき、正規入国外国人の うちから、日本に永住的に居住する外国人を除き、特例上陸者のうち一時上陸者(寄 港地上陸及び周辺上陸の乗客)及び通過観光客(観光通過上陸者)を加えて集計され ている(02年値523.9万人)。目的は観光、商用、その他、一時上陸の4区分に整理して いる(表4参照)。

○調查方法·調查事項等

- ・ 出入国記録 (EDカード) のうち入国記録 (Disembarkation Card) では、氏名、国籍、生年月日、性別、住所、職業、日本の連絡先、旅券番号、航空機便名・船名、日本滞在予定期間、乗機地、渡航目的、署名が外国人によって自記入される。
- 出国記録(Embarkation Card)では、氏名、国籍、生年月日、外国人登録証明書番号、 航空機便名・船名、降機地、署名が自記入される。
- ・ EDカード自体はスキャンによって保存されているが、調査事項の統計データ化は入 カコストやシステム化経費が大きいこともあり、行われていない。犯罪発生時等に、

必要に応じてEDカード番号を元に情報を収集するケースがある。

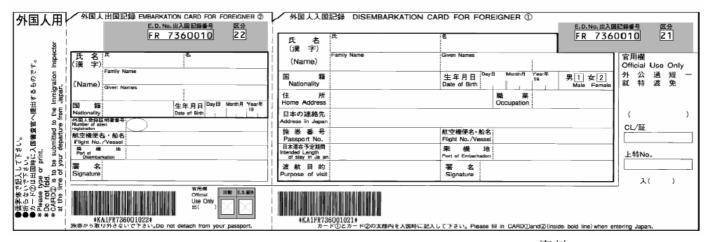
- ・ EDカードの意義は、EDカードにおける署名をパスポートの署名と照合できる点が 大きいとされている。
- ・ 出入国管理統計の情報は、EDカードではなく、主に MRP (Machine Readable Passport:機械読み取り可能パスポート)を基にしている。MRP から読み取り可能な基本事項(氏名、性、生年月日、国籍、有効期限等)は、ICAO(イカオ、国際民間航空機関)が旅券国際標準化へ向けて取り決めを行っている。一部の途上国等では、MRPを導入していないため、審査官がその場で入力を行っている。
- ・ なお、日本人のEDカードについては、2001年7月1日以降廃止されている。

○作成指標·公表時期等

- ・ 出入国管理統計は、年報(暦年計数)が毎年7月に刊行されている。また、法務省のホームページにも統計のダイジェストがデータベースとして公表されている。
- ・ JNTO、(財)日本交通公社(JTBF)等の観光関連組織などでは、月別データを法 務省で閲覧(書写)する作業を行い、独自にデータを加工・利用しているケースがあ る。
- 報告書に収められている出入国外国人数に関する指標は、
 - 港別国籍別出入国外国人数、月別出入国別外国人数
 - ・ 新規入国及び出国外国人の在留資格
 - ・ 新規入国外国人(短期滞在・特定活動等)の入国目的
 - 性 年代別出入国外国人数
 - 滞在期間別出国外国人数(全出国者、短期滞在者)
 - 港別特例上陸許可人員数

等である。

日本のE/Dカード(外国人用)



資料: JATA

(2) JNTO「訪日外国人旅行者調査」

○調查対象

- JNTOの「訪日外国人旅行者調査~訪問地等について」は、出国外国人旅行者を対象としたアンケート調査である。
- ・ 滞在期間が1日以内の外国人観光客(日帰り客)と6ヶ月以上の外国人は対象から除いている。

○調査方法・調査事項等

- ・ 「訪日外国人旅行者調査」は、原則として調査員が質問紙を用いて外国人に直接聞き 取る方式(他計式)を採っている。調査場所は各空港等の出国待合室である。
- ・ ただし、言葉が通じない場合のために、英・中 (簡体字・繁体字)・韓・仏・独・西の 6 カ国語の調査票を準備しておき、最も答えやすい調査票を選んでもらい自記入 (自計) してもらっている。
- 02年の調査時期は、夏季(08月)、秋季(11月)、冬季(2月)の3回。なお、01年 の調査では、米国テロの影響で秋期調査を実施しなかった。
- 02年調査の有効標本数は3回の調査計で7,602票となっている。
- ・ 調査事項のうち、属性については、居住国、性、年齢を質問している。旅行内容では、 訪日目的、旅行形態(パッケージツアー、個人旅行、インセンティブ・研修、その他)、 訪問地(都市・施設名を記入)、入国港、滞在期間等について聞いている。
- ・ 02 年調査では、台湾の中華航空とエバー航空の成田移転に伴い、羽田空港に替わり、 新千歳空港を新たに調査地点に加えており、北海道の訪問率が 2.7%から 9.1%へと大 幅に増加している。また、04 年調査からは、韓国人旅行者の利用が多い博多港を調査 地点に追加している。

○作成指標・公表時期等

- ・ 年次集計の他、訪問地については季別で集計結果を公表している。
- ・ 年次での集計事項は、都道府県別訪問率(訪問地をカテゴリー化している)、訪問地率、 訪日目的、旅行形態、滞在期間等で、これを性・年齢層と居住国・地域別にクロス集 計した表を掲載している。
- ・ 主要市場である韓国、台湾、香港、中国、米国、英国については、訪問地率等のデータを編集して特掲している。
- ・ 報告書の発行は定期的ではない。02年度調査結果は04年5月の発行となっている。

(3) 国土交通省航空局「国際航空旅客動態調査」

○調査対象

- ・ 出国旅客(日本人、外国人)及びトランジット客を調査対象としている。
- ・ 空港から出国する外国人を対象としており、海港は対象外となっている。

○調査方法・調査事項等

- ・ 「訪日外国人旅行者調査」同様、基本的に調査員が質問紙を用いて外国人に直接聞き 取る方法を採っている。調査は CIQ 後の待合室及びサテライトで実施している。
- ・ ただし、言葉が通じない場合のために、英・中 (簡体字・繁体字)・韓・仏・独・西の 6 カ国語の調査票を準備しておき、最も答えやすい調査票を選んでもらい自記入して もらっている。
- ・ 調査周期は隔年だが、03年より毎年調査に移行している。
- ・ 調査時期は、01年は8月、11月の各1週間で、空港毎に調査日数や曜日が異なる。
- ・ 調査空港はすべての国際線定期便就航空港で、成田空港など23カ所である。
- ・ 回収された有効標本数は、2週間の合計で5.380票となっている。
- ・ 配布標本数は、空港毎に客層カテゴリー数(目的×国籍×発地×行先)に応じた年間 拡大が可能なように配慮して決定している。
- ・ 調査事項としては、属性で、国籍、性別、年齢、職業、年収、旅行内容については、 旅行目的、旅行形態、滞在日数、旅行日数等について聞いている。
- ・ 空港別旅客需要予測の基礎データを得るという目的から、出入国先、出入国港や、空港への交通アクセス手段、空港選択理由などについての質問項目が多く加えられている。

○作成指標・公表時期等

- ・ 「国際航空旅客動態調査」報告書のアウトプットは、基本軸として各空港を置き、これを国籍、性、年齢、職業、旅行目的、旅行形態、年収、滞在日数、旅行日数、訪問国数、出・入国先、国内訪問地、出入国空港(OD表)、空港アクセス交通手段、空港選択理由、経由地等とクロスした表を掲載している。
- 報告書は原則として年度末にとりまとめられている。

(4) 財務省・日本銀行「国際収支統計(旅行収支)」 ~「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」

日本人旅行者が多いアジアからの入国者を中心に、海外に退蔵されている円貨をわが国に持ち込んだり、日本国内に設置されたキャッシュディスペンサーや ATM から円貨を引き出して消費に充てる事例が近年多くなっている。従来の計上方法では、こうした部分が把握できないため、これを旅行収支に反映させるために、「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」が02年に実施されている。

○調査対象

- ・ 空港から出国する外国人を対象としている。調査空港は、成田空港のみであり、他の 空港や海港では行われていない。
- ・ 旅行収支が対象とする旅行者の範囲としては、1年以内の短期滞在者に加えて、留学生については滞在日数に関係なく旅行者とみなすとされている (IMF 国際収支マニュアル第5版による)。
- ・ トランジットについては、調査対象には含めていない。

○調査方法·調査事項等

- ・ アンケート調査は、調査員の聞き取りによって行っている。
- ・ 出国手続きを終えたばかりの外国人に対して行っている(待合室等では行っていない)。
- ・ 空港ターミナルや調査時間帯の設定は、できるだけ母集団に近くなるように設定されている (報告書には記載無し)。回収標本数は 8,279 票である。
- ・ 従来把握してきた数字との"差額"の算出は、アンケート結果である国別滞在期間別の平均差額に、短期滞在外国人の国別滞在期間別人数(期間が把握できる短期滞在出 国者数を用いる。留学生別途)を乗じて行っている。
- ・ なお、留学者の1日平均滞在人数は、在留外国人統計に掲載されている年末の滞在人 数で代替している。
- ・ 短期滞在以外の在留資格であっても、1年以内の滞在者は存在し得るが、法務省として統計を作成していないと思われることから、推計対象としていない。
- ・ 旅行収支の受取額を推計するため、手段別の消費額や日本へ持ち込んだ円通貨の金額 等について聞いているが、クレジットカード額と旅行会社送金額については、支払手 段別統計(業界からの報告)を用いており、アンケート調査では聞いていない。
- 属性では、居住国、来日目的、滞在日数、来日形態、年齢を聞いている。

○作成指標·公表時期等

- ・ 本調査で推計している従来の旅行収支(受取)との差額は、日本へ持ち込んだ円通貨、 CD・ATMで引き出した円貨通貨、円以外の通貨から円への両替額、(控除)円から円 以外の通貨への両替額、(控除)使い残した円通貨、日本での収入金額(就労は除かれて おり、アルバイト収入等が主)を合算した数値となる。
- ・ 最終的な差額の推計は、アンケート結果である国別滞在期間別の平均差額に、短期滞在外国人の国別滞在期間別人数(期間が把握できる短期滞在出国者数を用いる。留学生別途)を乗じて行っている。

- ・ 2002 年中の旅行収支のデータを用いて消費額(受取額、支払額)を試算すると、訪日外国人の一人当り平均消費額(旅行収支・受取)は約25万円(うちアンケート調査により把握可能となった額約15万円)となっている。財務省・日本銀行では2003年1~3月確報値から新しい算定方式を採用している。
- ・ 「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」は、単年度調査であり、今後の調査予定等 については現在検討中である。
- ・ 調査報告書については、財務省のホームページで公開しており、旅行収支計算方法の 見直しの概要については日本銀行のホームページで紹介している。

表1 我が国における主な外国人観光容統計とその概要

(
対数を外国人の範囲		出入国管理統計 (正規入国外国人について)	訪日外国人旅行者調査(02年度) (JNTO)	(01年度) 司)	国際収支統計(財務省・日本銀行) ~「訪日外国人旅行者消費額等の動向 調査報告書」
	① 調査対象	外国人出入国者*	出国外国人旅行者		訪日外国人旅行者
75 次 75	〇調査対象外国人の範囲	外国人の出入(帰)国者。正規出入国者以外 に協定該当者、特例上陸人員も集計。	出国外国人旅行者対象。滞在期間2日以 上、6ヶ月以内。海港からの出国者を除く。	* .	空港から出国する外国人。滞在期間1年以 内の非居住者及び留学生*
	②調査方法	カウント**及びEDカード(自計)	他計(調査員聞き取り)。一部自計*	他計(調査員聞き取り)。一部自計**	他計(調査員聞き取り)
4年30 3年4 の	〇調査周期	· 每 年	·毎年	・隔年(03年より毎年へ移行)	•検討中**
(1)	〇実施頻度·回数	_	·年3回(夏季、秋季、冬季)	· 年2回	·年1回
	〇調査時期(または発送時期)		•02年8月、11月、03年2月	・01年8月及び11月の各1週間	·2002年11月11日~2002年12月10日
有効構造数 - 4の00番8279人 有効構造数 - 1000番8279人 4の00番8279人 事項 - 1000番8279人 4を指す機能できた。 所有 1000番8270人 1000番8270人 1000番8270人 所有 1000番8270人 1000番8270人 1000番8270人 所有 1000番8270人 1000番8270人 1000番8270人 1000番8270人 1000番8 1000番8270人 1000番8270人 1000番8270人 1000番8270人 1000番8270人 1000番8270人 1000番8270人 1000番8270人 1000番8270人 1000零8270人 1000∞82700 1000∞82700 1000∞82700 1000∞82700 1000∞82700 1000∞82700	〇調査場所	・全ての出入国港	・空港(6ヶ所)*の出国待合室	全国の国際線定期便就航空港(23ヶ所)。 CIQ後の待合室及びサテライトで実施。	成田空港内(CIQ手続き後に実施)
「一番作為性等	〇有効標本数	1	•7,602票/年	•5,380人:2週間合計*	·有効回答8,279人
(本人表 以びめ田人の地入像)面の状況 (外面) 状況 (外面) 状況 (外面) 状況 (外面) 状況 (外面) 大型 (大型 (大型 (大型 (大型 (大型 (大型 (大型 (大型 (大型	·無作為性等	1			
「	③ 調査事項	日本人及び外国人の出入(帰)国の状況	外国人旅行者の訪問地等の実態	<i>6</i> −	外客消費額(クレジットカード等を除く)
株式	〇属性等	•性、国籍、年齢	・居住国、性、年齢		·居住地、年齡
(その他) (大国港・山国港 (都) (本)	〇旅行目的·滞在期間等	·在留資格、再入国、滞在期間	·訪日目的、旅行形態、滞在期間		·旅行目的、滞在日数、来日形態、同行人数
** ***	〇出入国港·行き先等	• 入国港、出国港	・訪問地(都市、施設)と泊数	·入国先、出国先、入国空港、出国空港	1
特色 ・計日旅行の感想 ・空港への交通手段、空港選択理由等 ・「持ち込み内度、主段別取引額等 指標(集計事項) 旅行者数 外国人旅行者の構成比 外国人旅行者の構成比 ・企文 原程等等 ・生文、月次 ・年次、月次 ・年次 (所有多数) ・年次 月次 ・年次 ・年次 (所有多数) ・年次 月次 ・年次 月次 ・年次 (無し出人国際年齢) ・年度日間、中央、寿別(訪問地のみ) ・年次 ・年次 (地口人国等別様計は可) ・華の地域を開発 ・中央 多別(訪問地のみ) ・年次 (日本の本) ・年度日間、プロック別集計を引力 ・日本の地域を開発 ・日本の方面・電景・電景・電景・電景・電景・電景・電景・電景・電景・電景・電景・電景・電景・			・入国港	·国内訪問地(選択肢方式)、訪問順	
指標 (集計事項) 旅行者数 外国人旅行者の構成比 外国人旅行者の構成比 小電火、月次 小電が、	〇个のも		・訪日旅行の感想	・空港への交通手段、空港選択理由等	・持ち込み円貨、手段別取引額等 (円持ち込み額、CD引出額、両替額等)
集計の期間 ・年次、月次 ・年次、季別(訪問地のみ) ・年次 1面性等 ・作、国籍、年齢 ・国籍、性別、年齢、職業、年収 ・居日園 任、年齢 ・日本園 任、年齢 ・日本園 任本齢 ・日本園 任本的の場合 ・日本園 任国別、プロック別集計を可して記述、表務等り区分 ・日本園 任国別、プロック別集計を可して込まるが開業があり ・日本園 任国別、プロック別集計を可して込まるが開業があり ・日本園 上 日本園 日本園 (プロック別集計を可して込まるがあります。 ・日本 日本園 (プロック別集計を助しているの計画を関係を使用を受けるの計画を設定しているの計画を関係を使用を受けるのは、日本人(16.246人トランジの制制を設定しています。) ・日本園 日本園 (プロック別集計を助しているの計画を関係を持定しています。) ・日本園 (アロック) 1 本のの計画を関係を持定しています。) ・日本園 (アロック) 1 本のの計画を関係を持定の計画を関係を持定の計画を関係を持定の計画を関係を持定の計画を関係を持定の計画を関係を持定の計画を関係を持定の計画を関係を持定の計画を関係を持定の計画を関係を持定の計画を関係を持定の計画を関係を持定の計画を関係を持定の計画を関係を持定の制度を対している。目的 ***・「日本園 ・ 日本園 ・ 「日本園 ・ 日本園 ・ 日	④ 作成指標(集計事項)	旅行者数	外国人旅行者の構成比	外国人旅行者の構成比	旅行収支(受取)***
0度性等 ・性、国籍、年齢 ・国籍、性別、年齢、職業、年収 ・居住地、年齢 10所付的区分 ・無し(出入国港別推計(は可) ・訪問地別、新遣所県別 ・プロック別、都市別選択該式) ・一度化、関係のは、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	〇集計の期間	•年次、月次	・年次、季別(訪問地のみ)		·年次
(本任人は人国港別推計は可) ・訪問地別、都道府県別 ・ブロック別、都市別(選択肢式) ・ブロック別、都市別(選択肢式) ・「親北、業務等0区分 ・「東京住国別、ブロック別集計をり ・主要居住国別、ブロック別集計をり ・・主要居住国別、ブロック別集計をり ・・主要居住国別、ブロック別集計をり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇属性等	・性、国籍、年齢	・居住国、性、年齢	·国籍、性別、年齡、職業、年収	·居住地、年齡
分旅行目的区分 ・短期滞在について観光、商用等5区分 ・観光・業務等1区分 ・観光・業務等7区分 ・電視光・業務等7区分 ・電視光・業務等7区分 ・電報光・業務等9区分 ・電報光・業務等9区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇旅行先区分	・無し(出入国港別推計は可)	·訪問地別、都道府県別	・ブロック別、都市別(選択肢式)	
り居住国区分等 ・国籍別、ブロック別集計あり ・主要居住国別、ブロック別集計あり ・主要居住国別、ブロック別集計あり ・主要居住国別、ブロック別集計あり ・主要居住国別、ブロック別集計あり ・主要居住国別、ブロック別集計あり ・主要居住国別、ブロック別集計あり ・主要居住国別、ブロック別集計あり ・主要居住国別、ブロック別集計するのは、まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	〇旅行目的区分	・短期滞在について観光、商用等5区分	·観光·業務等11区分		·観光、業務等9区分
分子の他集計項目等 - 主要居住国別データ集を特掲 -	〇居住国区分等	・国籍別、ブロック別集計あり	・主要居住国別、ブロック別集計		・主要居住国別、ブロック別集計あり
時期・方法 毎年7月 不定期(02年度結果は04年5月に出版) 年度末 一)公表方法 「出入国管理統計年報」法務大臣官房司法 報告書を販売 報告書を販売 「国際航空旅客動態調査集計結果」にとり 旅行収支の計数は日本銀行HP、法制調査的調査・制置金制調査・制置金制 本人間の上とりで公表・変標調通 「法務統計月報」毎月同課発行・販売 *大間いたよのJVTの計目外客数は、法務 *言葉が通じない場合は最も答えやすい調 *外客標本の他、日本人16,246人、トランジッ **MF国際収支マニュアル第5版に 省資料に基づき、正規入国外国人を除き、してもらう 特別上陸者のうち一時上陸者(高港地上陸 **校田、関西、名古屋、福岡、那覇、新千歳 ら選び自記入 ** 株置別消在日数別に加重平均し (投稿)、施力・ 中上陸名(高港地上陸 大郎)と贈 **・株国、新年、第 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇その他集計項目等	1	・主要居住国別データ集を特掲***		
①公表方法 「出入国管理統計年報」法務大臣官房司法 法制調查報調查報調查報報報発行・販売 (上外面管理統計年報」法務大臣官房司法 (上決務結計月報」毎月同課発行・販売 (上決務結計月報」毎月同課発行・ **生く用いられるJNTの計用外容数は、法務 (日本に示住的に居住する外国人を除き、 及が周辺上陸の乗客)及び通過観光客(類 (12年度調査より羽田に替え新干蔵を追加) (1343光、商用、その他、一時上陸の4区分) 本度による。 (1350年) 年度末 (1350年) 本度による。 (1350年) 本度のによる。 (1350年) 本度による。 (1350年) 本度による。 (1	⑤ 公表時期·方法				
「出入国管理統計年報」法務大臣官房司法 報告書を販売 まためている まためている まためている まためている まためている まためている まためている またが計 目報1 毎月同課発行・販売 *美代間によっき、正規人国外客数は、法務 *言葉が通じない場合は最も答えやすい調 *外容標本の他、日本人16,246人、トランジッ *MF国際収支マニュアル第5版に は 資料に基づき、正規人国外国人のうちか を 実 (英中韓仏独西)を選んでもらい目記入	〇公表時期		不定期(02年度結果は04年5月に出版)	年度末	
*よく用いられるJNTO訪日外客数は、法務 *言葉が通じない場合は最も答えやすい調 *外客標本の他、日本人16.246人、トランジッ *IMF国際収支マニュアル第5版[省		「出入国管理統計年報」法務大臣官房司法 法制調查部調查統計課発行·販売 「法務統計月報」每月同課発行	報告書を販売	(客動態調査 集計結果」にとり	旅行収支の計数は日本銀行HP、IMFのHP、財務省のHPで公表。委嘱調査報告書は、財務省HPで公表。
		*よく用いられるJNTO訪日外客数は、法務 省資料に基づき、正規入国外国人のうちか ら、日本に永住的に居住する外国人を除き、 特例上陸者のうち一時上陸者「寄港地上陸 及び周辺上陸の乗客)及び通過航光客(観 光通過上陸者)を加え集計されている。目的 は観光、商用、その他、一時上陸の4区分 **MRP(Machine Readable Passport:機械読 み取り可能パスポート)による	*言葉が通じない場合は最も答えやすい調査票(英中韓仏独西)を選んでもらい自記入してもらう **校田、関西、名古屋、福岡、那覇、新千歳(02年度調査とり羽田に替え新千歳を追加)***韓国、台湾、香港、中国、米国、英国の6カ国	*外客標本の他、日本人16.246人、トランジット旅客2.213人(若干の日本人を含む) **英語が通じない場合は11万国の調査票から選び自記入	*MF国際収支マニュアル第5版に概ね準拠。 拠。 ** 単発の調査。調査方法の見直しも含め検 ph中。 ***国別滞在日数別に加重平均して消費額を算出。

表2 訪日外国人統計における属性・旅行内容等の比較(02年調査)

居住地 ヨー	調査年月ジア(除香港英国人)	02年	02年	02年8月、02年11月、	02年11/11~12/10
居住地 3- ブロック ア:	ーロッパ	63.7		03年2月(全標本)	※02年値
ブロックア			62.3	60.5	60.2
		14.6	15.8	16.0	20.7
(%) 北:	フリカ	0.4	0.4	0.4	0.4
		16.0	17.1	18.8	15.7
	米	1.8	0.6	0.4	0.7
	セアニア	3.5	3.8	3.8	2.0
	の他	0.0	0.0	0.0	0.4
性別 男		54.9	-	61.7	-
(%) 女		45.1	_	37.1	_
不	明	1	-	1.1	1
	19	9.0	-	4.5	0.9
(%) ~:	29	20.3	Ī	20.9	18.7
~:	39	26.9	_	29.3	32.9
~	49	20.9	-	23.5	25.6
	59	12.9	_	13.4	14.3
	歳以上	6.9	_	6.3	5.6
不		3.2	_	2.1	2.0
入国目的 観:	.光		59.1	38.5	29.2
(%) 業	務兼観光		_	5.8	8.5
友	人 親族訪問	短期滞在者等	_	8.3	7.0
国	際会議·見本市	別紙参照	_	1.3	5.6
業	務		24.6	31.7	46.0
研	修•視察		-	1.5	-
教:	:学		_	2.9	2.5
宗	教•巡礼		_	0.5	_
スホ	ぱ−ツ文化イベント参加		-	1.4	-
F=	ランジット		_	4.2	_
そ(の他		13.7	1.6	1.3
<u> </u>	時上陸		2.6	_	_
不	明		-	2.2	-
訪問地 北	海道	2.7	-	9.1	-
ブロック 東:		1.1	-	2.7	-
(%) 関:	東	57.7	_	59.5	_
中	部(含三重県)	6.3	_	22.5	-
正規入国者は近		20.5	_	36.4	-
港の所在地中		1.9	_	4.7	_
	 玉	0.2	_	1.2	_
2 2		9.8	_	12.9	_
		100.0	_	149.0	_
平均泊数		短期滞在者出国ベース:5日以内63.9%、6~10日21.4%	-	12.6泊	5日以内54.3%、91日 以上0.9%
対応する訪	i日外国人数(人)	5,771,975	5,238,963	-	3,933,264 JTBF作成

注.四捨五入の関係で構成比の合計は100とならない場合がある

JTBF作成

表3 訪日外国人統計における属性・旅行内容等の比較(01年調査)

	調査名	出入国管理統計 (正規入国外国人)	訪日外客数 (JNTO)	訪日外国人調査 (JNTO)	国際航空旅客 動態調査
属性等項目	調査年月	(法務省) 01年通期	01年通期	01年8月、02年2月 米テロ事件の影響で 01年秋の調査中止	(国交省航空局) 01年8月、11月
国籍又は	アジア(除香港英国人)	62.1	60.7	56.0	60.1
居住地	ヨーロッパ	15.5	16.8	16.2	17.0
ブロック	アフリカ	0.4	0.4	0.7	ヨーロッパに含む↑
(%)	北米	16.3	17.5	23.3	16.5
	南米	2.2	0.6	0.6	2.7
	オセアニア	3.6	3.9	3.2	3.7
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0
性別	男性	55.3	_	65.1	62.7
(%)	女性	44.7	_	34.6	37.3
	不明	0.0	_	0.3	0.0
年代	~19	9.1	_	4.3	4.1
(%)	~29	20.7	-	20.0	26.2
	~39	27.5	_	30.7	29.4
	~49	20.5	_	23.3	20.7
	~59	12.5	_	13.9	11.0
	60歳以上	9.7 0.0	_	7.5 0.3	7.9 0.8
3 🗖 🖰 🔥	不明 観光	0.0			
入国目的 (%)	<u>銀元</u> 業務兼観光		57.0	27.9 8.9	26.3
(%)	未份来観元 友人·親族訪問			9.8	14.4
	国際会議・見本市	短期滞任有寺 別紙参照		1.9	14.4
	業務	加 利多思	25.9	36.9	31.6
	研修•視察		20.9	2.6	31.0
	教学		_	3.7	留学を含む↑
	宗教・巡礼		_	0.4	#76D01
	スポーツ文化へ、小参加		_	1.1	_
	トランジット		_	4.1	8.0
	その他		14.1	1.3	16.0
	一時上陸		3.0	1.0	日本居住8.3を含む↑
	不明		_	1.3	-
訪問地	北海道	2.1	-	2.7	5.3
ブロック	東北	1.2	_	3.2	5.3
(%)	関東	55.1	-	63.7	88.9
	中部(含三重県)	6.9		20.2	21.8
出入国管理統計	近畿	22.4		35.8	53.3
は入国港所在地	中国	1.9		5.2	6.3
	四国	0.2	ı	1.4	2.1
	九州・沖縄	10.1	_	13.5	21.1
	ブロック延数(除NA)	100.0	-	145.7	204.1
平均泊数		短期滞在者出国ベース:5日以内62.5%、6~10日21.8%	-	13.2泊	6日以内54.3%
対応する	5訪日外国人数(人)	5,286,310	4,771,555	-	4,930,101
		注 四怜エ 1 の即反 不堪 出し	の合計は100とならない場合	がキス	JTBF作成

注四捨五入の関係で構成比の合計は100とならない場合がある

JTBF作成

表4 出入国管理統計の在留資格等と訪日外国人統計の対象範囲との比較

O:含む Δ:一部含む ×:除く

■正規入国外国人の在留資格(02年)

■正規人国外国人の	(UZ平)	-				
在留資格	実数	構成比	JNTO外客数 ()内は区分	日観協基準 (目的の定義無し)	IMF基準による 旅行者の範囲	WTO基準による 観光客の範囲
総数	5,771,975	100.0%	_	_	_	_
短期滞在計	4,302,429	73.4%	〇(観光・商用)	Δ	0	0
15日	334,797	19.0%	〇(観光・商用)	Δ	0	0
90日以内	3,967,632	54.4%	〇(観光・商用)	Δ	0	0
外交	12,755	0.2%	〇(その他)	Δ	×	×
公用	17,844	0.3%	○(その他)	Δ	×	×
教授	15,871	0.3%	○(その他)	Δ	×	×
芸術	989	0.0%	○(その他)	Δ	×	×
宗教	6,382	0.1%	○(その他)	Δ	×	×
報道	1,291		○(その他)	Δ	×	×
投資•経営	36,420	0.7%	○(商用)	Δ	×	×
法律·会計業務	711	0.0%	○(その他)	Δ	×	×
医療	129	0.0%	○(その他)	Δ	×	×
研究	5,977	0.1%	○(その他)	Δ	×	×
教育	20,334	0.4%	○(その他)	Δ	×	×
技術	40,446	0.7%	○(その他)	Δ	×	×
人文知識·国際業務	101,178	1.8%	○(その他)	Δ	×	×
企業内転勤	43,069	0.8%	〇(商用)	Δ	×	×
興行	126,158	2.3%	○(その他)	Δ	×	×
技能	12,547	0.2%	○(その他)	Δ	×	×
文化活動	6,205	0.1%	○(その他)	Δ	△(1年以内O)	△(1年以内O)
留学	130,637	2.1%	○(その他)	Δ	0	△(1年以内O)
就学	46,066	0.8%	○(その他)	Δ	△(1年以内〇)	△(1年以内〇)
研修	60,323	1.2%	○(その他)	Δ	△(1年以内O)	△(1年以内O)
家族滞在	97,825	1.8%	○(その他)	Δ	△(1年以内〇)	△(1年以内〇)
特定活動	16,207	0.3%	○(その他)	Δ	△(1年以内〇)	△(1年以内〇)
永住者	177,102	2.8%	×	Δ	×	×
特別永住者	171,521	3.3%		Δ	×	×
日本人の配偶者等	213,595	4.2%	×	Δ	×	×
永住者の配偶者等	9,414	0.2%	×	Δ	×	×
定住者	98,544	2.0%	×	Δ	×	×
一時庇護	6	0.0%	×	Δ	×	×

■正規入国以外の外国人区分(02年)

単元が八日が八切/						
区分		実数	JNTO外客数 ()内は区分	日観協基準 (目的の定義無し)	IMF基準による 旅行者の範囲	WTO基準による 観光客の範囲
協定該当者		132,173	×	Δ	×	×
特例上陸	特例上陸計	2,040,789	_	_	_	_
	寄港地上陸	136,954	〇(観光)	Δ	0	0
	通過上陸(観光)	85	〇(観光)	Δ	0	0
	通過上陸(周辺)	130	〇(一時上陸)	Δ	0	0
	乗員上陸	1,903,190	×	Δ	0	0
	緊急上陸	279	×	Δ	×	×
	遭難上陸	151	×	Δ	×	×

▼ ■短期滞在外国人の入国目的(02年)

	1011(02-7)					
短期滞在の目的	実数	構成比	JNTO外客数 ()内は区分	日観協基準 (目的の定義無し)	IMF基準による 旅行者の範囲	WTO基準による 観光客の範囲
観光	2,365,982	55.0%	〇(観光)	0	0	0
商用	1,207,192	28.1%	○(商用)	Δ	0	0
文化·学術活動	55,415	1.3%	〇(観光)	Δ	0	0
親族訪問	227,055	5.3%	〇(観光)	Δ	0	0
その他	446,785	10.4%	〇(観光)	Δ	0	0
短期滞在計	4,302,429	100.0%				JTBF作成

2 都道府県等における外国人観光客統計の現状

(1) 外国人観光客統計の作成状況

- ・ 都道府県の入込統計においても、独自に外国人に関する統計を作成している例が幾つ か見受けられるが、統計手法は統一されていない(表5参照)。
- ・ なお、各都道府県が独自に実施してきた入込統計の手法・基準を統一化するため、(社) 日本観光協会が「全国観光統計基準」を作成しており、03年は8都道府県、04年度は 12都道府県の入込統計において同基準が採用されている。同基準では、宿泊施設に対 する外国人観光客の宿泊数の聞き取り調査から、外国人観光客数を把握することとし ている。
- ・ 47 都道府県のうち外国人観光客に関する統計を独自に作成しているケースは、19 道県 となっている (JNTO 「訪日外国人旅行者調査」の都道府県訪問率をそのまま掲載 している例等は除く)。
- ・ なお、石川県 (兼六園のみ) や沖縄県 (出入国管理統計を独自に加工) の簡便な統計 を含めた場合は、21 道県となる。
- ・ また、市町村レベルでの先進的な取組として、別府市内の旅館・ホテル等 27 事業者で構成する「別府市外国人旅行者受入協議会」が立命館アジア太平洋大学小方研究室の協力を得て、国別、団体・個人別の宿泊外国人観光客統計を毎月集計し、翌月に発表している事例がある。

(2) 調査対象・調査方法等

- ・ 総入込数(宿泊客数+日帰り客数)を推計しているケースは、簡易推計を含めて12道県である。宿泊客数では11道県、宿泊延泊数では5道県、日帰り客数は3県となっている(いずれも簡易な推計方法を除く)。
- ・ 総入込客数を推計している道県について、北海道では宿泊施設調査を実施するととも に、貸切バス利用状況調査等から外国人観光客の平均宿泊日数を把握し、宿泊延べ数 を平均宿泊日数で除することにより外国人観光客総数を推計している。その他の県で は観光施設調査から外国人観光客総数を推計している場合が多い。
- ・ ただし、外国人数を把握している観光施設は、島根県 (一部市町村)、熊本県 (22 軒) など、限定的と考えられる。
- ・ また、山梨県では、宿泊施設調査から得た延べ宿泊数に占める外国人比率を基に、県 外観光客と同じ係数を用いて、宿泊延べ数、総入込数等の指標の推計を行っている。
- ・ 宿泊施設調査を行っている道県で、ほぼ全施設調査を行っているものは北海道だけで、 他の県では、秋田県(184 宿泊施設のみ)、福島県(15 の観光協会のみ)、愛知県(回 答宿泊施設のみ)など、任意の標本施設を抽出して実施しているケースが多い(施設 数を明記していない資料もある)。また、標本調査結果を元として県内全施設に拡大推 計するといった作業は行われていない。
- ・ 対象宿泊施設の種別については、北海道では、ホテル、旅館、簡易宿所という区分を しており、別荘、同伴ホテル、カプセルホテル等を除くほとんどの宿泊施設タイプが 原則として調査対象となっている。他の県の場合は、熊本県(大型宿泊施設のみ)な

ど、比較的大型のホテルや旅館に偏るケースが多い。

(3) 推計期間・集計項目等

- ・ 総入込数や宿泊客数等の指標について、月別、市町村別等の項目での集計の有無については、月別集計表を何らかの指標について作成している道県は5道県、四半期集計のみが2県、市町村別集計表作成が15道県、国別集計表作成が17道県、目的別集計表作成が1県(滋賀県)、宿泊施設種別集計表作成が1県(新潟県)となっている。
- ・ 滋賀県の目的別外国人数は、入込地点のタイプ別に、「登山・ハイキング」や「一般行楽」に割り振って推計されたものである。
- ・ この他、海外からの修学旅行者数については、熊本県と沖縄県で数値が把握されている。
- ・ 外国人の入込統計作成とは直接関連はないが、外国人へのアンケート調査(山梨県等) や海外航空路線別の利用者数(沖縄県等)を入込統計書に掲載している例も幾つかみ られる。

注:宿泊客数と記載されている場合でも、実際には延泊数を計上していると考えられるケースがある

表5 都道府県における外国人観光客統計の作成状況

,					〇有り		△部分的		0	10 7	〇有り △部分的	名					
				統計有無	集計	指標		対象範囲·推計期間	集	計項目	(公)目	集計項目(公表項目	(E		年計(02年)		
	都道 府県	実施 都道府県	資料名称		_	—		調査対象範囲・定義等 (全数調者、サンプル調査)	暦年・月 年度 別	日計	卡百	田田	<u> </u>	その他掲載事項等	総入込数	宿泊客数	延泊数
				O有り △簡易	込客数	· 客数 · 延泊数	りを数			·羅尼	海型.		別 拖設種別 旅行集計		3	3	(大)
П	10	北海道	北海道観光入込客数調查報告書 平成14年度版	0	0	0		ホテル、旅館、簡易宿所。	年度 〇		0	0			279,350	770,868	863,050
2	33	岩手県	岩手県観光統計概要 平成14年版	0	0			観光地、観光施設、観光行祭事。観光レク目的	兩年	0	0	0			57,920	ı	ı
က	04回	宮城県	観光統計概要 平成14年	0		0		184宿泊施設	暦年		٥	0		仙台市:案内所データ	I	ı	107,910
4	05 秒	秋田県	平成14年 秋田県観光統計	0	_	0			爾年	0		0			ı	18,883	ı
5	07 福	福島県	観光客入込状況 平成14年	0		0		15の観光協会のみ。他地域を除く	爾年		٥	0			ı	53,647	ı
9	15 新	新潟県	平成14年度 新潟県観光動態の概要	0	_	0		173宿泊施設を抽出、150施設が回答	年度		0	0	0		ı	36,020	ı
7	7	石川県	統計からみた石川県の観光 平成14年	⊲	٥			「兼六園」外国人観光客数のみ	爾年			◁			26,177	ı	ı
∞	18 福	福井県	福井県観光客数動態推計表 平成14年	0	0				暦年		0	◁			56,893	ı	1
6	19 —	日繁漂	平成14年 山梨県観光客動態調査報告書	0	4	0	٥	宿泊施設調査により延泊数を把握。他は推計値	暦年			0		別途宿泊客アンケート実施	398,792	60,292	80,188
10	23 棚	愛知県	平成14年 愛知県観光レクリェーション利用者統計	0	_	0		回答宿泊施設のみ	暦年		0	0			ı	691,806	ı
Π	52	滋賀県	平成14年 滋賀県観光入込客統計調査書	0	0				兩年		0	_	0		87,828	ı	ı
12	30 和	和歌山県	観光客動態調查報告書 平成14年	0	_	0			爾年		0				ı	62,249	ı
13	32 扈	島根県	平成14年 島根県観光動態調査結果表	0	0			一部市町村	兩年		٥				43,948	ı	ı
14	34 立	広島県	平成14年 広島県入込観光客の動向	0	0				酥年		٥	0			374,403	I	ı
15	44	佐賀県	平成14年 佐賀県観光客動態調査	0	_	0		168宿泊施設	暦年			0			ı	23,213	ı
16	42 長	長崎県	長崎県観光統計 平成14年	0	_	0			酥年		0	0		長崎空港路線別利用者数	ı	197,161	245,492
17	43 熊	熊本県	平成14年 熊本県観光統計表	0	0	0	0	観光施設22軒、大型宿泊施設のみ	暦年		٥	0	0		418,082	117,033	ı
18	<u>4</u>	大分県	平成14年 観光動態調査	0	0	0	0		酥年		٥	0			ı	184,413	ı
19	45 国	內馬馬	平成14年 観光動向調査結果	0		0		120宿泊施設のみ	暦年			0			ı	ı	69,688
20	46 鹿	鹿児島県	平成14年の観光客の動向	0	0				酥年		٥	0			72,722	I	ı
21	47 并	沖縄県	平成14年版 観光要覧	◁	٥			入国者数(県内港。一時上陸を加算)	暦年				0	国際路線別利用者数	180,041	←入国者数	1
			(((((((((((((((((((21	12 1	11 5	3	0)	(OVの数) 2	2	15	17	1 1 2				

第2章

海外における外国人観光客統計の 現状と新たな展開

第2章 海外における外国人観光客統計の現状と新たな展開

1 海外における外国人観光客統計の現状

(1) 海外の外国人観光客統計の現状

- ・ 世界観光機関(World Tourism Organization。以下「WTO」という。)では、99 年 の調査"Methodological Supplement to World Tourism Statistics" において、世界各 国の観光統計作成状況の整理を試みている。
- この調査では、217の国の観光機関へ調査票を送付し、130カ国から回答を得ている(回収率 60%)。
- ・ 130 カ国のうち、外国人観光客統計を整備している国は 125 国、96%に上っており、 これは、海外旅行統計(68%)や国内旅行統計(51%)に比較して高い比率となって いる。
- ・ 海外で外国人観光客統計を編集するために収集しているデータとしては、EDカード が最も多く、125 ヶ国中 90 ヶ国と 72%が活用している。宿泊施設記録については 66 ヶ国 53%、来訪客調査は 70 ヶ国 56%が収集している。
- ・ WTOが定めた観光客の定義を参考として次頁に示す。

■インバウンド統計におけるデータ収集方法

		EDカード		宿泊記録		旅行者調査	È	その他		
地域	回答国数	利用国数	利用率(%)	利用国数	利用率(%)	利用国数	利用率(%)	利用国数	利用率(%)	
合計	125	90	72	66	53	70	56	27	22	
アフリカ	20	19	95	12	60	5	25	0	0	
南北アメリカ	32	29	91	12	38	25	78	10	31	
東アジア・太平洋	23	23	100	6	26	11	48	4	17	
ヨーロッパ	37	8	22	27	73	23	62	11	30	
中東	9	7	78	7	78	4	44	1	11	
南アジア	4	4	100	2	50	2	50	1	25	

資料:世界観光機関(World Tourism Organization)

UN/WTO Recommendations on Tourism Statistics

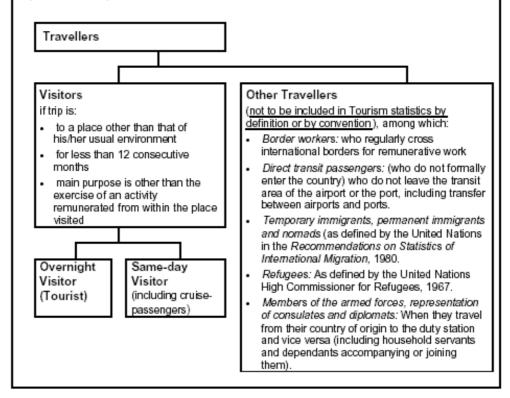
In the WTO/UN Recommendations on Tourism Statistics tourism is considered as a subset of travel. Persons engaged in tourism are called *visitors* and should be distinguished from other travellers. While traveller refers to any person on a trip between two or more places, the definition of visitor is more restrictive.

There are three criteria that distinguish visitors from other travellers. A visitor refers to any person:

- 1) travelling to a place other than that of his/her usual environment
- for less than 12 consecutive months
- and whose main purpose of trip is other than the exercise of an activity remunerated from within the place visited.

Given those criteria international visitor refers to any person travelling to a country other than the one in which he/she has his/her usual residence but outside his/her usual environment. Domestic visitor refers to any person residing in a country, who travels to a place within the country, other than his/her usual environment.

Visitors are also classified as tourists if they spend the night away from home, or sameday visitors if they do not.



- ・ 非日常圏への12ヶ月以内の外出で、行き先での報酬を伴わないもの。
- 宿泊客と日帰り客(通過客を含む)
- ・ 日常的に国境を越える労働者を除く
- ・ 入国しないトランジット客を除く
- ・ 移民、遊牧民、難民を除く
- 軍人、外交官等の公用旅行を除く

(2) 主要な外国人観光客受入国における外国人観光客統計の現状

①各国の外国人観光客統計に用いられる情報ソース

- ・ 2002 年における国際観光客(Tourist)受入数上位 10 ヶ国について、その外国人観光 客統計の現状を 99 年の"Methodological Supplement to World Tourism Statistics"からみていくこととする。(ヨーロッパの国については、現在EU Directive に沿って外国人観光客に係る統計手法を統一する方向で見直し中である。)
- 10 ヶ国は、上から順に、フランス、スペイン、米国、イタリア、中国、英国、カナダ、メキシコ、オーストリア、ドイツである(表6)。
- ・ z 10 γ 国のうち、外国人観光客統計の作成にEDカードを利用している国は4 γ 国、 宿泊記録を利用している国は5 γ 国、旅行者調査を実施している国は7 γ 国となって いる(スペイン、中国等、その後の質問でEDカード、宿泊記録等について回答して いるケースがある)。

表 6 主要受入国における外国人観光客統計の情報ソース [02 年国際観光客受入数上位 10 ヶ国]

	1位 フランス	2位 スペイン	3位 アメリカ	4位 イタリア	5位 中国		7位 カナダ		9位 オーストリア	10位 ドイツ
(1)インバウンド・ツーリズムに関して編集 されている統計があるか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)データ収集の方法は? 出入国カード			0		0		0	0		
宿泊記録 訪問客調査 その他	0	0	0	0		0	0	O	<u> </u>	0
(3)データ収集をする組織があるか	0	0	0		0	0	0	0	0	0
(4)集計や出版を担う組織があるか	Direction du Tourisme.	Instituto de Estudios Turí sticos	of Commerce, International Trade	Banca d'Italia -Statistics	Ministry of Public Security of P.R. China and China National Tourism Administration	Passenger Survey Branch, Office for National Statistics	Statistics Canada	Dirección	Central	Federal Statistical Office

②EDカードによる外国人観光客統計の作成

- ・ EDカードを利用している国はアメリカ、カナダ、メキシコなど北米に多い他、中国 も使用していると回答している。ヨーロッパ諸国ではEDカードは外国人観光客統計 にあまり利用されていない(表 7)。
- ・ EDカード利用 4 γ 国について EDカードから処理された主な情報は、居住国が 4 γ 国、性・年齢が 3 γ 国、国籍が 2 γ 国、交通手段 2 γ 国などである。
- ・ 滞在期間についての情報は、実現滞在期間が2ヶ国、予定滞在期間が2ヶ国で作成していると回答されている。ただし、旅行者調査によって作成している滞在期間を採用している国が含まれている(中国、メキシコ。スペイン、イタリアは①でEDカード利用せずとしているが回答あり)。ほとんどの国は滞在期間の情報をEDカードから取得していない。
- ・ 外国人観光客統計が対象とする旅行者カテゴリーとしては、まず長期移住者を、中国 が含んでいるのに対し、スペイン、米国、イタリア、カナダでは除いている。短期移 住者については、イタリア、カナダも含むこととしている。交通機関の乗組員につい

ても、アメリカでは含み、スペインでは除いているなど、国により旅行者の範囲が異なっているのが現状と言える。

表7 EDカードから作成される統計情報(質問項目を抜粋) [02 年国際観光客受入数上位 10 ヶ国]

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
	フランス	スペイン	アメリカ	イタリア	中国	英国	カナダ	メキシコ	オーストリア	ドイツ
(5)インバウンド・ツーリズムのデータに関										
して収集したデータの入手先は?										
入国カードのみ 出国カード			0		0		0	0		
出国カード			0					0		
(8)カードにおいて、使用された、もしくは										
処理された情報は?					ļ	ļ				ļ
国籍			0	ļ				Q		ļ
国籍 居住国 交通手段		<u> </u>		ļ	<u> </u>	ļ	Ο	0		ļ
父 <u></u>			10	ļ	O					ļ
年齢・性別 訪問の目的			0	ļ	〇(性別)		 ×	0		ļ
初向の日的 ネウ港左期間			 	·	Ω	<u> </u>	^	0		
予定滞在期間 実現滞在期間					10	·}	·	Ĭ		ļ
(15)インバウンド統計に含むまたは含ま										
ない旅行者のカテゴリーは?										
長期移住者		除く	除く	除く	含む		除く			
短期移住者		除く	除く 除く 除く	含む 含む	含む 含む 除く 含む		含む 含む 除く			Ì
国境付近での労働者			除く	含む	除く		含む			
外交官		除く	除く	不明	含む	ļ	除く			
海外の軍人		除く	除く	不明	除く		除く			
滞在期間区分		2泊以内 3-7泊	◆I-94:Y/N。 計算している	滞在期間は、 日数を記入(区	1-3		正確な泊数			
		8-15泊	が、TI(旅行業		8-14					
		16-21泊	界)はそれを使	公表のために	15日以上					
		21泊以上	用していない ◆IFS:Y。旅行	WTOの定義区	[
			◆IFS: Y。旅行 者に対し滞在	万を使用。	1					
			期間を調査し		[
			ている							

③宿泊記録による外国人観光客統計の作成

- ・ 国による宿泊施設名簿所有の有無については、10ヶ国中6ヶ国が所有していると回答している(イギリスでは地方政府観光局ベースで収集しており、これを合わせると7ヶ国)。アメリカ、カナダ、ドイツでは所有していないとしている(表8)。
- ・ 対象施設の範囲はまちまちだが、ヨーロッパ各国やメキシコでは、ホテル以外にキャンプ場や別荘、アグリツーズムなど比較的幅広いタイプの名簿を所有している。中国では、「2.200以上の観光ホテルが含まれる」としている。
- 情報ソースとしては、国として登録簿を整備しているフランスや、地方政府観光局の 情報によるものなどがある。
- ・ ゲストの記録を作成することが義務化されている国は、10ヶ国中7ヶ国となっている。。 アメリカ、カナダでは義務化されていない。(イギリスは実施予定)。
- ・ ただし、フランスでは「ホテルとキャンプ場のみ」、イタリア「ホテルのみ」、メキシコ「1つ星から5つ星までのホテル」、ドイツ「9対以上のベッドを持つ宿泊施設」といった範囲を限定している国も多い。ゲスト記録を付けることが法律や条例で義務づけられている国は中国、オーストリア、ドイツの3ヶ国である(メキシコ:調査時点検討中)。
- ・ 宿泊統計で作成される指標としては、到着客数、宿泊数とも義務化している7ヶ国すべてが作成している。
- ・ 到着客数や宿泊数の内訳となる指標としては、月別が7ヶ国、地域別が7ヶ国、居住 国または国籍が6ヶ国(メキシコのみ内訳無し)、宿泊施設タイプ別が6ヶ国(到着客 数について)などとなっている。

表8 宿泊記録から作成される統計情報(質問項目を抜粋) [02 年国際観光客受入数上位 10 ヶ国]

	1位 フランス	2位 スペイン	3位 アメリカ	4位 イタリア		6位 英国	7位 カナダ	8位 メキシコ	9位 オーストリア	10位 ドイツ
(19)国が宿泊施設の名簿を 所有しているか	0	0		0	0	_		0	0	×
誰が更新しているか	計経済研究 所)/	国家統計情報 局(the Instituto Nacional de Estadística)の 地方事務所		別している	局(旅行代理店とホテルを管轄 している部署)			観光局 (Tourism Secretariat.)	国家中央統計 局Austrian Central Statistical Office.	
(21)宿泊客の記録を付けることが、 宿泊施設に義務化されているか	義務づけられ てはいない。ホ テルとキャンプ 場に関しては、 INSEEの稼働 率調査への報 告が義務づけ られている	義務づけられ ている。		ホテルには義	義務化されている。		義務化されていない。	星までのホテ	在客を到着後	9以上のベッド ブレースをもっ た宿泊施設
(23)宿泊統計のカバー範囲										
到着客数	0	0		0	0	0		0	0	0
宿泊数	O	0		0	0	0		0	0	Ο
宿泊タイプ別		◆到着客数:O		◆到着客数:O ◆宿泊延数:O				◆到着客数:O	◆到着客数:○	◆到着客数: ○
宿泊施設の立地別(地域or州)	▼伯温器数: ○ ◆到着客数: ○	◆宿泊延数:○ ◆到着客数:○ ◆宿泊延数:○	▼伯冯浩絮: A ◆到着客数:-	▼伯冶無数:○◆到着客数:○◆宿泊延数:○	◆到着客数:○			▼伯川端数:- ◆到着客数:○	◆到着客数:○	◆宿泊延数:○ ◆到着客数:○ ◆宿泊延数:○
月別	▼伯温器数: ○ ◆到着客数: ○	▼伯冶糕数:○ ◆到着客数:○ ◆宿泊延数:○	▼原沿端数:- ◆到着客数:-	▼伯冯延数:○ ◆到着客数:○ ◆宿泊延数:○	◆到着客数:○			▼伯川浩教: ○ ◆到着客数: ○	▼伯温器数:○ ◆到着客数:○	▼伯冶糕数:○ ◆到着客数:○ ◆宿泊延数:○
ゲストの居住国別	◆到着客数: O	◆到着客数: O ◆宿泊延数: O	◆到着客数:-	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数:×			◆到着客数:×	◆到着客数:○ ◆到着客数:○ ◆宿泊延数:○	◆到着客数:×
ゲストの国籍別	▼伯沿延数: ○ ◆到着客数: × ◆宿泊延数: ×	◆到着客数:-	▼伯冶延数:- ◆到着客数:- ◆宿泊延数:-	▼伯沿延数:○ ◆到着客数:× ◆宿泊延数:-		l		◆到着客数:×	▼佰冶延数: ○ ◆到着客数: × ◆宿泊延数: ×	◆到着客数: O
居住者、非居住者別	◆到着客数: O	◆到着客数: O ◆宿泊延数: O	◆到着客数:-	◆到着客数: O ◆宿泊延数: O	◆到着客数:×			◆到着客数:×	◆到着客数: ○ ◆ 可着客数: ○ ◆ 宿泊延数: ○	◆到着客数:×
旅行目的別	◆到着客数:- ◆宿泊延数:-	◆到着客数:-		◆到着客数:- ◆宿泊延数:-	◆到着客数:×			◆到着客数:×	◆到着客数:× ◆宿泊延数:×	◆到着客数:-
その他	▼19/10年級: ◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数:-	◆到着客数:-	◆到着客数:-				◆到着客数:×	◆到着客数: × ◆宿泊延数: ×	◆到着客数:-

④旅行者調査による外国人観光客統計の作成

- ・ 旅行者調査は、10ヶ国中8ヶ国で実施されている。オーストリアとドイツでは実施されていない(表9)。(中国は、外国人観光客統計作成のために旅行者調査を使用しているとは回答していなかったが、ここでは実施していると回答している。)
- 調査は、8ヶ国ともすべて国境調査として行われている(空港、国境道路、機内など)。
- ・ 調査の目的としては、客層の把握、消費額の把握、国際収支統計の作成(イタリア、 英国、中国)などが挙げられている。
- ・ 作成機関としては、国の観光局、統計局、中央銀行(イタリア)などの公的機関の他、 米国ではTIA(米国ツーリズム産業団体連合)が実施している。
- ・ 標本数は、スペイン(97)が 158.3 万台(車種と搭乗数カウント)、入国調査 26.7 万人、 出国調査 3.9 万人、アメリカ(97)5.0 万人、イタリア年間 12.5 万人、中国 4 万人、イギ リス(95)24.8 万人(回答数)、カナダ全旅行者の 5%などと、大規模調査がほとんどであ る。
- ・ 主な質問項目としては、旅行目的、目的地、滞在期間、性・年齢等が8ヶ国すべて、 主な交通手段、宿泊施設タイプ、総消費額が各7ヶ国、旅行消費の明細が5ヶ国、所 得が2ヶ国などとなっている。
- その他に、3ヶ国(スペイン、イタリア、メキシコ)が旅行の満足度に関する質問を している。

表 9 旅行者調査から作成される統計情報(質問項目を抜粋) [02 年国際観光客受入数上位 10 ヶ国]

	1位 フランス	2位 スペイン	3位 アメリカ	4位 イタリア	5位 中国	6位 英国	7位 カナダ	8位 メキシコ	9位 オーストリ ア	10位 ドイツ
(26) 調査タイトル	˝Border Survey˝(国境 調査)	Tourist Movements at Frontiers (FRONTUR).	[1]Survey of International Air Travelers of IFS	"UIC Frontier survey on international tourism" (国際観光におけるUIC国境調査)	海外訪問客標 本調查 (Sample Survey of Oversea Visitors)	国際旅客調查 "The International Passenger Survey" (IPS) (used both for Inbound and Outbound Tourism).	(1) "Government travel survey of US visitors to Canada" (2) "Government travel survey of visitors to Canada" (3) "US Resident Questionnaire for Same Day Automobile Visitors between the US and Canada"	"Visitor profile."		
	プランスにおけて、 フシスにない。 大は、 大は、 大は、 大は、 大いで、 、 大いで、 大いで、 大いで、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	旅行者の人国 数の変数の変数の変数 数握し、旅行行動 を分析する。	ta.doc.govを参 照	①観光に関わる質 原の基たのの 原収支に 原の基を の を 日と の 日と の 日と の 日と の 日と 日を 日を 日を 日を 日を 日を 日を 日を 日を 日を 日を 日を 日を	ツーリズムの 受取額のデー	IPSの主な通りのまなのまない。 は a 旅行をいる。 あまない。 あまない。 あまない。 からのでは、 あまない。 からのでは、 ので	信頼性がある。	的地国内旅行の に、国外かりを がに、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		
	もし必要ならば、インタは、インタでユー者の助けを得て、ツーリストが質問票に記入	直接質問をし、 回答者が記入	[1]毎月第3週 目に12カ国 日に12カの質 の の の の の の の の で の で の で の で の で の で	直接的なインタ ビュー+カウント	観光客によっ て質問票が記 入され、質問者 によって回収さ れる	対面インタビュー調査	アンケートを記 入後、旅行者が カナダ統計局に 郵送(郵便料金 は無料)	対面インタビュー調査		
阿里利苏	全ての非居住 の旅行者。ただ し、日常的に国 境線付近を行き 来している労働 者は除く。	国する全ての	[1]米国への海 外旅行客およ びメキシコの航 空機旅行者	全ての国際旅客 (国際通貨基金定 義)	海外訪問客	英国に、空路、航路、英仏海峡トンネルにて入国、 出国する旅客		1団体につき1 人 14歳以上		
統計単位	家族・グループ 単位(車、回答 は、道や港で)	個人、旅行グ ループ単位	[1]添付した表 を参照	各個人(消費支出 もとが同じ旅行者)	各個人	個人	旅行グループ単 位	個人		
	地点・日(道と 港)、列車、飛 行機 ○2次ユニット:	1997年10月- 1998年9月 車両 数:1,583,435台 入国調 査:266,997人 出国調 査:39,363人	[1]1987年の 16,313から 1997年の 49,829まで。	年間約125,000イ ンタビュー、約 1,400,000カウン ティング実行	40,000	1995年は全旅客 の0.2%にあたる 248,000の回答が 得られた。	全旅客の5%			
回答率		国者)	年の73%まで。1997年は回答率が57%であった。回答率は、年によって、48%から57%までばら	約95%(インタ ビュー)	90%		米国からの旅行 客-6% 米国以外からの 旅行客-4% 米国からの日帰 り客-4%	上 5%ほどのエ ラーあり		
	収集期間:1年間。調査年は不定期。直近5回は 82,89,91,94,96年に実施。	継続して行う	[1]月別収集だが、四半期ごとの旅行人口確定値が重要視されている。	継続的(毎月、数 値が公開される)	年間	四半期(IPSま とめ)	継続的な四半 期のデータ	トップシーズ ンに2回とオ フシーズンに 1回		
(32)調査項目	_	_	_		_		_			
旅行目的	<u>O</u>	<u>Q</u>	<u> </u>	<u> </u>	Ô	<u> O</u>	Q	<u> O</u>		
主な交通手段 目的地	0 0 0 0	0	\sim	<u> </u>	X O	<u>O</u> O O	0	0	<u>}</u>	
滞在期間	Ŏ	Ŏ	Ŏ	Ŏ	<u>O</u>	Ŏ	Ŏ	Ŏ	<u> </u>	
宿泊施設の形態	O	O O O O	Ŏ	O O O O	0	1—	Ŏ	Ŏ		
総支出 商品別の支出内訳	×	×	O O O O O O	¥	0	<u>O</u>	O O O O O O	O O O O O O O		
属性(性・年齢等)	Ô	ô	Ŏ	Ô	Ö	Ö	Ŏ	Ŏ	<u> </u>	
家計収入	_	_	Q	×	×	[—	×		ļ	
その他	_	O	0	0	0	<u> </u>	0	0		

(3) 外国人観光客に係る統計手法の国際統一基準策定への動き

- ○外国人観光客に係る統計手法の統一への取組み
- ・ WTOでは、03年より新たなプロジェクトとして、外国人観光客統計の国際統一基準 の策定に取り組んでいる。
- ・ 米・カナダ・メキシコ・スペイン・イタリア・スウェーデン・フィンランド・仏の8ヶ国での現行サーベイ手法を比較しつつ、最小の情報量で、行政目的・統計目的・分析目的といった多くの行政機関の用に供する最良のモデルを構築しようという試みである。
- ・ これら8ヶ国の外国人観光客統計の検討を経て、WTOでは外国人観光客に係る消費額の推計調査のプロポーザルを作成している(WTO "Measuring Visitor Expenditure For Inbound Tourism")。この調査票案は、観光宣伝施策や観光統計を作成する国の観光行政機関のみならず、国際収支を作成する中央銀行やSNAを作成する国の統計機関の利用にも資するものとなっている。
- ・ さらにWTOでは、次のステップとして、WTOの提案する調査票の妥当性を検証するため(地域差等を考慮するため)、世界 48 ヶ国を選定して、外国人観光客統計の作成状況についてのアンケート調査を実施している (04 年度中に最終結果公表予定)。
- ・ 我が国の外国人観光客統計を整備する上でも、その調査結果をある程度参考としてい く必要がある。

■ WTO調査対象 48 ヶ国のリスト

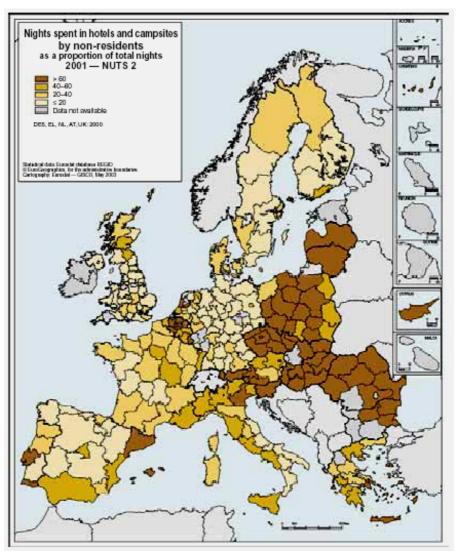
Argentina	Egypt	New Zealand
Aruba	Finland	Norway
Australia	France	Peru
Austria	Germany	Philippines
Barbados	Hong Kong, China	Poland
Belize	Hungary	Portugal
Bolivia	India	Singapore
Botswana	Indonesia	South Africa
Brazil	Italy	Spain
Canada	Jamaica	Sweden
Chile	Korea, Republic of	Switzerland
Colombia	Malaysia	Thailand
Costa Rica	Malta	Trinidad/Tobago
Czech Republic	Mexico	United Kingdom
Denmark	Morocco	United Sates
Ecuador	Namibia	Venezuela

資料: WTO "Comparative Study Of International Experiences In The Measurement Of Traveller Flows AT National Borders"

○EUにおける宿泊統計の進展

- ・ 宿泊記録等による外国人数統計に関しては、EUにおいて統計法による整備が進んで おり ("EU Tourism Statistics Directive"が 95 年 12 月に策定された)、参考になる。
- ・ また、EUで作成されている"The Design and Implementation of Surveys on Inbound Tourism,2000年5月刊行"の第4章" Inbound Visitors To An Open Area"において、 宿泊施設や主要観光施設等でのサーベイ方法が整理されている。
- ・ また、速報性のあるデータへのニーズの高まりから、スウェーデンでは、02 年秋より インターネットを用いた宿泊統計の作成が準備されている。

参考. 01年EU地域別宿泊数(全宿泊数に占める外国人宿泊数の比率)



資料: "Regions: Statistical yearbook 2003"eurostat (EU 統計局) 注. NUTS 2 とは EU の地域分類

第3章

我が国の外国人観光客に係る 統計情報のあり方について

第3章 我が国の外国人観光客に係る統計情報のあり方について

1 訪日外国人観光客統計の問題点

我が国における外国人観光客統計の問題点としては、下記の点を挙げることができる。

- ・ 様々な目的で観光客に関わる統計が作成されているものの、包括的な統計がなく、断 片的になっている。
- ・ 都道府県のレベルでは、統計が作成されていない地域が多いことや統計の基準が統一 されていないために地域間の比較ができない。公表の頻度や集計期間(年度・暦年) も一定ではない。
- ・ 各種旅行者調査(国境調査)における訪日外国人観光客数の定義(範囲)も曖昧である。報酬を伴う旅行を含むかといった点や、対象となる旅行の滞在日数は、調査によって異なる。
- ・ 宿泊施設から情報を得る場合でも民宿が入るかどうかなど地域・統計により差異がある。
- ・ 旅行消費額についての調査が整備されていない (財務省「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」など単年度で終了する調査が多い)。
- ・ 統計法に基づく調査でないことから、サーベイ調査に強制力がない。
- 訪日外国人観光客統計全般に申告者の捕捉率が低い。
- ・ 統計を作成している個々の調査機関にとって調査コストの負担は大きい。このため、 海外における旅行者調査に比較して我が国の旅行者調査は全般に標本数が少ない。ま た、地域性を配慮した調査地点数の設定や、季節性を考慮した調査日数(頻度)の設 定において、母集団と異なる標本設計とならざるを得ない面がある。
- ・ 旅行者調査で、訪問地率を推計する場合、調査空港所在都道府県の比率が高くなる傾向がある。また、大都市を除き、訪問地名を想記させることが困難なケースもある。
- ・ 外国人が記入したEDカードも、旅館業法における宿泊者名簿についても、統計化は 行われていない。また、宿泊施設の名簿(リスト)が整備されていない。

2 統計整備の基本的方向

我が国において外国人観光客統計を整備するための基本的方向を整理すると、下記の点が必要となる。

①緊急性

国際観光の重要性はここ数年で飛躍的に高まっており、政府においても21世紀の進路として観光立国を目指し、訪日外国人旅行者を2010年までに倍増するという目標を掲げている。観光統計の整備は観光立国を推進し、実現するための基礎であり、最も重要な対策として早急に統計整備を進める必要がある。

②国際的整合性

近年、国際観光に関する統計整備を進める動きが国際的に急速に強まっている。こうした国際的な動きと連携を取り、統計整備を進めることは、経済大国としての我が国の重要な責務の一つであり、積極的な国際協力・貢献が望まれる。我が国における外国人観光客統計の整備には、世界各国の統計情報との比較という視点も重要となることから、定義等に関する国際的整合性に十分配慮し、国際比較に耐え得る統計を整備する必要がある。

③包括性

今日の我が国における観光の重要性にかんがみると、外国人観光客のみならず日本人旅行者も含めた統計情報が地域間で比較できるよう包括性・統一性に配慮するとともに、宿泊統計においては、可能な限り広範の施設を調査対象とする必要がある。

4公表の迅速性

統計情報を的確に観光政策や観光関連団体・事業者の取組に反映させることを展望すると、月次でデータを集計し、速報ベースでは翌月に公表する等の迅速な対応を推進する必要がある。

⑤継続性

観光統計は、単に観光政策にとって有用であるだけでなく、人の動きを把握するという意味で、地域政策の立案・検証にも必要な統計である。政策効果を正確に検証するためには、時系列において整合性のある統計情報が不可欠であることから、統計調査の法的位置づけに関する明確化を検討すること等により、データの継続性を確保する必要がある。

⑥安定性•匿名性

報告者の協力を得て信頼できる統計を作成するためには、個別報告者のデータが個人情報として保護され、統計作成以外の目的で利用されないようデータベースの適切な管理体制を構築する必要がある。

3 整備することが望ましい統計と役割分担

上記の問題点及び基本的方向を踏まえて、我が国において今後整備すべき外国人観光 客統計について、必要とされる統計情報と国・地域の役割分担を整理する。また、対応 する調査方法について整理する。

①国レベルで必要な対応

- ・ 国に期待される役割は、全国的な基準の統一、統計調査の法的位置づけに関する明確 化の検討、全国データの集計・公表とデータベースの管理体制の検討に対応すること である。
- ・ 外国人観光客の消費動向や消費による経済波及効果を把握するためには、消費統計が 必要となる。また、世界各国で導入が進められているTSA(ツーリズム・サテライト・アカウント1)により観光経済を測定する上で外国人観光市場の基礎資料ともなる。
- ・ IMF基準に準じて旅行収支(国際収支統計)を作成するためには、持ち込み円貨や 支払手段等の別の消費額と、業務、観光の目的区分を毎年把握していくことが望まし い。
- ・ 海外においては、滞在期間・平均泊数の指標は重視されている。発国別の1泊あたり 消費額等の指標等がマーケティングに活用される例が多い。
- ・ 性・年代、旅行目的、旅行形態(団体/個人別)、国内交通機関等、旅行動向について の包括的な統計情報が、効果的なプロモーション活動を進める上で必要である。
- ・ 宿泊統計が整備された場合、親類・知人宅訪問など、宿泊記録に反映されない統計情報を補完するため、サーベイ調査等による宿泊施設種別についての情報が必要である。

②地域レベルで必要な対応

- ・ 地域に期待される役割は、全国統一の基準に基づくデータの収集、特に地域内の宿泊 統計の迅速な集計・公表に対応することである。
- ・ 都道府県別・市町村別の外国人観光客については、最も基礎的な情報として、到着数、 宿泊(延)数を把握することが必要である。これにより、地域間比較が可能となる他、 経済効果推計の基礎数値としても活用できる。
- ・ 到着数、宿泊数の月次データを集計・公表することによって、地域毎に季節性を把握できる他、効果的なプロモーション展開や、各種施策に対する政策評価の精度を高めることが可能となる。
- ・ インターネットを活用するなどして統計の速報性を高めることにより、観光関連業界 だけでなく、地域の広範な事業者に有用なマーケティング情報を提供することができ る。

③民間に求められる対応

- ・ 統計調査の充実のためには、観光関連民間企業の協力が不可欠である。統計調査の充 実そのものが観光関連企業の戦略策定や経営基盤強化に資することを勘案し、観光関 連民間企業においても統計作成に積極的に協力することが期待される。
- ・ 統計作成における民間企業の協力に当たっては、関連諸団体による働きかけや連携が 有用であり、統計充実に向けて、諸団体による積極的な推進活動が望まれる。

4 統計情報の収集方法

- ・ 国レベルで整備することが望ましい統計情報は、消費額、属性・旅行内容等に係るものであり、主に国境調査(旅行者調査)によって収集される。消費額、滞在期間等の情報としては、出国時の調査が適当である。
- ・ 地域レベルの統計情報は、まず宿泊統計を整備することによって得られる。消費額や 経済効果、満足度やプロモーション効果等について、追加的な情報を得る場合には、 適宜各地域において旅行者調査や主要な特定施設の入場者数調査等を定期的・持続的 に実施する。

4 今後の統計整備に向けての検討項目

更に、今後統計化を推進していくに当たって、検討が必要とされる事項は以下のとおりである。

○定義等の検討

- ・ 統計の対象とすべき訪日外国人観光客の定義を明確にする。
- ・ 宿泊統計においては、調査対象となる施設の範囲について、施設種別や規模などを軸 に、統計化の難易度等を勘案しつつ決定する必要がある。また、全国の宿泊施設名簿 を作成する必要がある。
- ・ 定義等については、WTOの外国人観光客統計に関する国際統一基準化の動きも参考 としていく。

○調査方法・推進主体の検討

- ・ 調査方法については、先進国やEUの事例も参考とする。調査コストの削減や速報性 の向上、回答率・回収率の向上のため、インターネット活用等(フランス、スウェー デン等に事例あり)、新しい調査技術の積極的な活用についても検討する。
- ・ 調査予算や、技術的制約を踏まえて、調査方法、標本数、公表の頻度等の検討を行う。
- ・ 指定統計あるいは承認統計を含めた統計法上の位置づけを検討する。
- ・ 推進主体・人員、調査予算の確保を推進する。関係各機関が可能な範囲で連携を行う。
- ・ 外国人観光客に係る統計情報について、データベースの構築が重要であり、その管理 主体を明確にする必要がある。

5 整備することが望ましい統計のイメージ

委員等から頂いた意見をもとに、整備することが望ましい統計のイメージを例示すると 表10に示すような形となる。

このイメージの具体化にあたっては、個別の項目毎にコスト等を含めて、関係者において更に議論を進めることが必要である。

表10 整備することが望ましい統計のイメージ

訪日外国人統計				作月	戉指	標				†事	項														調査手法		
									属性					旅行	<u> </u>		旅行						貴額				
調査名称	調査年次	調査主体	実数	標本調査	到着数・実人数	宿泊数	月次	年次	国籍・居住国	性	年代	職業	年収	市町村別	都道府県別	港別	目的別	個人/団体別	国内交通機関	宿泊施設種別	国内滞在期間	消費総額	費目別消費額	持込円貨額等	調査箇所 (対象範囲)	調査頻度 /年間	自計/他計
訪日外客数(再集計) 訪日外国人調査(訪問地等 国際航空旅客動態調査	02年 02年 01年	法務省 JNTO JNTO 航空局 財務省·日銀	00	000	00000		00	00000	00000	0000	00000	0	0		00	00 0	40000	0			Δ Ο Δ	Δ			全数 一 6空港 23空港 成田空港		自一他他他
【整備が望ましい統計】 宿泊統計 包括的旅行者調査		政府機関等 政府機関等	0	0	00	0	0	00	00		00			0	00		00	0	0	00	0	0	0	0	(要検討) (要検討)	随時 4回	自他

〇:あり Δ:部分的

¹ツーリズム・サテライト・アカウント (Tourism Satellite Account)

GDPなどの国民経済計算だけでは十分把握できない経済活動に関して、国民経済計算を補完する目的で、その概念に準拠して作成される諸統計(サテライト・アカウント)のうち、ツーリズムに関するものをいう。国内旅行消費額、外国人旅行消費額、観光GDP、観光産業の雇用等の統計からなる。2000年に国連において、TSAの方法論が国際標準として採択された。

資 料 編

- ○ヒアリング等調査結果
- ・国際収支統計における旅行収支作成について
- ・出入国管理統計について
- ・「国際観光統計調査」及び「登録ホテル・旅館宿泊統計調査」について
- ○主要外客受入国におけるインバウンド統計
- ○WTOによるインバウンド消費額推計のためのアンケート票案
- ○EU指令における収集すべき宿泊統計情報

参考. ヒアリング等調査結果

■国際収支統計における旅行収支作成について(日本銀行国際局)

○旅行収支作成方法見直しの概要

- ・財務省・日本銀行では、03 年 1 ~ 3 月確報値から国際収支統計の基幹項目の一つである旅行収支について計上方法を見直している。
- ・旅行収支の算出方法には、大きく分けて2つの方法があり、一つは支払手段別の統計 (両替、クレジットカード、旅行会社送金等)を合算して旅行収支を組み立てる方法 で、従来我が国が採ってきた手法である。
- ・もう一つは、旅行者へのサーベイを基本とするもので、米国や、通貨統一が進み為替 両替額が抑えられなくなったユーロ各国等において採用されている方法である。
- ・近年、日本人旅行者が多いアジアからの入国者を中心に、海外に退蔵されている円貨をわが国に持ち込んだり、日本国内に設置されたキャッシュディスペンサーや ATM から円貨を引き出して消費に充てる事例が多くなっており、従来の計上方法では、こうした部分が把握できないため、これを旅行収支に反映させるために、「訪日外国人 旅行者消費額等の動向調査」(財務省委嘱調査)を実施している (02 年 11 ~ 12 月にかけて実査)。
- ・その結果、2002 年中の旅行収支のデータを用いて消費額(受取額、支払額)を試算すると、訪日外国人の一人当り平均消費額(旅行収支・受取)は約25万円(うちアンケート調査により把握可能となった額約15万円)となっている。

○調査方法・調査対象・推計方法等について

- ・聞き取りは、出国手続きを終えたばかりの外国人に対して行った(待合室等では行っていない)。ターミナルや調査時間帯の設定は、できるだけ母集団に近くなるように設定されているものと思う。
- ・旅行収支が対象とする旅行者の範囲としては、1年以内の短期滞在者に加えて、留学生については滞在日数に関係なく旅行者とみなすとされている (IMF 国際収支マニュアル第5版)。
- ・従来把握してきた数字との"差額"の算出は、アンケート結果である国別滞在期間別の平均差額に、短期滞在外国人の国別滞在期間別人数(期間が把握できる短期滞在出 国者数を用いる。留学生別途)を乗じて行っている。
- ・なお、留学者の1日平均滞在人数は、在留外国人統計に掲載されている年末の滞在人 数で代替している。
- ・短期滞在以外の在留資格であっても、1年以内の滞在者は存在し得るが、法務省として統計を作成していないと思われることから、推計対象としていない。
- ・WTOでは、報酬をもらう者をツーリストから除いているが、IMFのマニュアルでは報酬についての規定は無い。ただし、居住者は除いている。旅行収支の会議等でも、

例えばメキシコ〜米国など頻繁に出入国が行われる国間では、居住者、非居住者の区別の難しいといった点がしばしば指摘されている。

・トランジットについては、今回の調査対象には含まれない。

○今後への課題と取組み方向

- ・「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」は単発の調査となっているが、旅行収支の トレンド変化を捉えるためには、3年以内に再調査を行う必要があると考えている。
- ・日本人のEDカードが廃止されて、IMFマニュアルで必要とされている国別・目的 別の旅行収支を推計する基礎資料が失われており、代替的な調査も行われていない。 目的別収支については、SNA統計で企業取引の基礎資料としても必要とされている (内閣府担当)。また、国別データについてもニーズは高まっている。
- ・「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」では、国別の旅行収支まで把握することはできない。JNTOの「訪日外客消費額調査」も 1996 年度以降は調査が実施されておらず、国交省航空局の「国際航空旅客動態調査」からも消費額の情報は得られない。
- ・旅行収支推計のための調査では、インバウンドだけでなく、アウトバウンドについて も対象に加えていく必要があり、国土交通省と連携して行うことで、国全体としての 調査コストや、回答者負担を抑えることにつながると思う。現在、SNAマニュアル の改訂などの議題毎に、内閣府や経済産業省等と定期的な協議の場を持っており、旅 行収支の分野では国土交通省と連携を密にしていきたい。
- ・旅行会社の送金額の報告の下限が 03 年 4 月に 500 万円から 3000 万円に引き上げられたことで、捕捉率が半減している。こうした点からも、旅行者サーベイによる旅行収支の把握は必要である。
- ・WTOでは、インバウンド調査精度向上のためのガイドラインを策定中である(04年度中に公表予定)。米・カナダ・メキシコ・スペイン・イタリア・スウェーデン・フィンランド・仏の現行サーベイ手法を比較しつつ、最小の情報量で、行政目的・統計目的・分析目的といった多くの行政機関の用に供する最良のモデルを構築しようとしている。

■出入国管理統計について (法務省入国管理局)

○出入国管理統計の概要

- ・出入国管理統計は、個々の審査窓口での実績をまとめたものであり、すべての外国人出 国者及び入国者を対象とし、正規出入国者以外に協定該当者、特例上陸人員についても 集計している。
- ・2002 年の正規外国人入国者数は 577.2 万人、うち短期滞在は 430.2 万人となっている。 正規入国者以外では、協定該当者(米国等)が 13.2 万人、特例上陸者は 204.1 万人(う ち乗員上陸が 130.5 万人)と集計されている。
- ・出入国管理統計は、年報(暦年計数)が毎年7月に刊行されている。また、法務省のホームページにも統計のダイジェストがデータベースとして公表されている。
- ・ JNTO、JTBF等の観光関連組織などでは、月別データを法務省で閲覧(書写)する作業を行い、独自にデータを加工・利用しているケースもある。
- ・ JNTOが公表する訪日外客数は、出入国管理統計に基づき、正規入国外国人のうちから、日本に永住的に居住する外国人を除き、特例上陸者のうち一時上陸者(寄港地上陸及び周辺上陸の乗客)及び通過観光客(観光通過上陸者)を加えて集計されている。目的は観光、商用、その他、一時上陸の4区分に整理している。

○EDカードについて

- ・出入国記録(EDカード)のうち入国記録(Disembarkation Card)では、氏名、国籍、 生年月日、性別、住所、職業、日本の連絡先、旅券番号、航空機便名・船名、日本滞在 予定機関、乗機地、渡航目的、署名が外国人によって自ら記入される。
- ・出国記録(Embarkation Card)では、氏名、国籍、生年月日、外国人登録証明書番号、 航空機便名・船名、降機地、署名が記入される。
- ・EDカード自体はスキャンによって保存されているが、調査事項の統計化は入力コストやシステム化経費が大きいこともあり作成されていない。このため、現状ではEDカード番号によりデータがファイリングされており、それ以外の項目(例えば「日本の連絡先」の都道府県情報等)では検索することはできない。かつてはEDカードのデータをパンチ入力によりデータベース化していたが、予算との兼ね合いもあり取り止めた経緯がある。
- ・EDカードは簡略化される傾向にあるものの、治安に直結するデータであり、犯罪発生 時等に必要に応じてEDカード番号を元に情報を収集するケースがあるなど、捜査機関 からのニーズがある。EDカードの意義は、署名をパスポートの署名と照合できる点が 大きいとされている。

○出入国管理統計の作成について

・出入国管理統計の情報源としては、EDカードではなく、MRP (Machine Readable Passport:機械読み取り可能パスポート)によっている。MRPから読み取り可能な基本事項(氏名、性、生年月日、国籍、有効期限等)は、ICAO(国際民間航空機関)が旅券国際標準化へ向けて取り決めを行っている。一部の途上国では、MRPを導入し

ていないため、審査官がその場で入力を行っている。

- ・出国外国人の滞在期間について、機械がMRPのデータを引き算することにより算出している。入力すると紙ベースと同じデータとなるプログラムであるため、個々の滞在期間を把握することはできないシステムである。
- ・出入国管理の情報システムはリプレイスの時期を迎えており、平成16年1月にフェイスというシステムを統合してスタートしたところである。

○その他

- ・審査窓口でのスムーズな手続によりホストへの負担軽減を図っており、項目を増やすと 窓口・ホストの負担が増えることになる。
- ・統計上、短期滞在区分でも長期にわたり滞在している者がいる理由は、例えば日本人の 配偶者が離婚して在留資格を「短期滞在」へ切り替える場合などがあり、こうしたケー スでは出国時に「短期滞在」の区分でカウントされるためである。

■「国際観光統計調査」及び「登録ホテル・旅館宿泊統計調査」について

国レベルでの外国人観光客に係る宿泊統計調査としては、国際観光統計調査(指定統計:昭和26年~昭和57年)、登録ホテル・旅館宿泊統計調査(承認統計:昭和58年~平成2年)が行われていた。しかし、登録ホテル・旅館宿泊統計調査の中止以降は、国レベルでの外客宿泊統計調査は行われていない。

①国際観光統計調査(指定統計第42号)

国際観光統計調査は、外国人観光客の本邦内における観光施設の利用状況及び消費額を調査し、国際観光事業の適正な運営に資することを目的として、昭和26年4月から実施されたものであり、宿泊定員20名以上で、年間の外客宿泊延人数が100人以上のホテル及び旅館を運輸大臣の指示に基づき都道府県知事が指定し、これらのホテル及び旅館における毎月の外客の利用状況と消費額を申告させ、これを集計したものである。

しかし、消費額調査の必要性が低下し、指定統計調査として存続させる意義が乏しくなったため、調査は昭和57年12月18日をもって中止(廃止)された。

また、国際観光統計調査中止の背景として、統計調査の開始当初に比べると訪日外客の国籍等に構造的変化が生じるなど外客の補足率が悪化したことに加え、当時の行政改革等の各種行政簡素化施策の一環として国民負担の軽減対策が推進された影響も考えられる。

指定統計は中止となったものの、観光行政においては訪日外客の動態を把握する必要があるため、指定統計中止の翌年から承認統計として登録ホテル・旅館における宿泊統計調査を実施することとなった。

②登録ホテル・旅館宿泊統計調査(承認統計)

登録ホテル・旅館宿泊統計調査は、登録ホテル・旅館における宿泊利用状況を調査し、 国際観光事業の適正な運営に資することを目的として、昭和58年7月(下期)から統 計報告調整法に基づく承認統計として実施されたものであり、国際観光ホテル整備法に 基づき登録されたホテル・旅館を対象に調査し、そのうち回答のあった登録ホテル・旅 館における外客及び日本人の利用状況を集計したものである。(周期:半年。消費額は 調査対象としていない。)

しかし、外客の補足率が悪いこと、宿泊施設からの報告・取りまとめ時期の遅れが生じたことから平成2年(1月~12月)の調査を最後に中止され、その後継の外客宿泊統計調査は実施されていない。

■主要外客受入国におけるインパウンド統計手法 WTO "The Methodological Supplement to World Tourism Statistics"より

外客到着数順位('02)		2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
	フランス	スペイン	アメリカ	イタリア	中国	英国	カナダ	メキシコ	オーストリア	ドイツ
(1)インバウンド・ツーリズムに関して編集 されている統計があるか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<i>(2)データ収集の方法は?</i> 出入国カード			0		0		0	0		
宿泊記録	8	0	Ö	0	<u> </u>	8	O	0	0	0
<u>訪問客調査</u> その他	O	0	0	O		O	0	O		
(3)データ収集をする組織があるか	0	0	0		0	0	0	0	0	0
(4)集計や出版を担う組織があるか	Direction du Tourisme.	Instituto de Estudios Turí sticos	U.S. Department of Commerce, International Trade Admin., TI	UFFICIO ITALIANO DEI CAMBI – Banca d'Italia – Statistics Department	Ministry of Public Security of P.R. China and China National Tourism Administration	International Passenger Survey Branch, Office for National Statistics	Statistics Canada	Secretaría de Turismo, Direcci ón General de Politica Turística	Austrian Central Statistical Office	Federal Statistical Office
* 以下(5)から(16)は 出入国カードに関しての項目										
(5)インバウンド・ツーリズムのデータに関 して収集したデータの入手先は?										
入国カードのみ			0		0		0	0		
出国カード 両方			O O					0 0		
<i>(6)各交通手段共通の出入国カードか</i> 航空機			0		0		×	0		
道路		<u> </u>	0		0 0 0		×	0 0 0		
鉄道 海路		ļ	- O		0		×	0		
もし、ないなら、説明をしてください (7) 扱われているEDカードと制度的取り決					入国カードは、公		人国かで使用されます。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	外国人族行者と大きな、 国内居住族行者と 国内居住族行者と 国内居住族行者と 国におおり場にため であって基準の のられた耳でされた 国の日本に のられた耳のされた のも		
めについて記述してください					安省 (the Ministry of Public Security.) が達 への Public Security.) が達 へ できた。		70.71を参照。 このエントリー アントリー アントリー アントリー アントリー アントリー アントリー アントリー 国金 原 できる アントリー	録された外国人に ついては、および電子 いたでは、および電子 では、おりなでは、おりなでは、おりなでは、おりなでは、おりなでは、なりなでは、なりないでは、からいた。 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		

外客到着数順位('02)	2位 スペイン	3位 アメリカ	4位 イタリア		6位 英国	7位 カナダ	8位 メキシコ	9位 オーストリア	10位 ドイツ
(8)カードにおいて、使用された、もしくは 処理された情報は?									
氏名 - 生年月日 - 国籍	 					×	0		
国籍 居住国 生まれた国	 	O O		0		0	O O		
振り出し地	 						0		
パスポートナンバー 交通手段	 	0		0					
パスポートの種類 ビザの種類	 	O		0					
入国地点 最初の目的地	 	Ō		O					
滞在先での住所と電話番号 年齢・性別	 	0		〇(性別)			0		
職業 訪問の目的 融通調整	 			0		×			
有効期限									
プライトナンバーまたは船のナンバー 滞在予定期間						X	+0 th =/		
その他						・税関申告 × ・米国からの到着 ・米国からの到着 を客のみ、別の回 からの、記 ・ ・ ・ ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の 、 の の が 、 の 、 の の の 、 、 の の の 、 、 の の の 、 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 り 、 し 、 し 、 こ っ こ っ こ っ こ っ こ っ こ っ 。 こ る っ 。 る っ 。 る 。 る 。 る 。 る う る 。 る る る る 。 る る る る	要目的地 ·交通手段 ·滞在許可日数		
(8)法律文書の同封コピー				入国カード (Arrival card)		"International Travel report."の P84を参照。1999 年に新たな家族 カードを導入予定 だが、京家に関し ては変わるかもし れない。			
(9)滞在期間に関する情報は? 予定滞在期間				0			0		
実質滞在期間 両方	 0		0				Ö Ö		
(10) 平均滞在期間の算出方法は?		旅行業界は、INS の1・94を押していない。IT (Tourism Hather) は、INS の1・94を押していない。IT (Tourism Industries)の推計 (Insurance Industries)の推計 (Insurance Insurance Insuranc		"the overseas visitors sample survey." (海外訪問客標本調期間 を増出ている		入国カードでは滞 在日数を集計して いない。 "Visitor/Tourist Surveys."を参照。	メキシコ国内の平 均滞在期間に関 するデータを正確 に計るのは困難		
(11)非居住者の出入国に関する情報は何を基にしているか 訪問客の国籍		0		0			0		
…訪問客の国籍 訪問客の居住国 両方	O	0 0 0	O			O			
(12)統計に含む数値は? 宿泊・日帰り関係なく全ての訪問客	0	_	×	0		0	_		
宿泊訪問客を区分している 日帰り訪問客を区分している	Ö	- ×	0 0	Ö		Ö	_		
クルーズ乗船客を区分している	 ×	- INS(U.S.	Ö	×		O "The Revenue	_		
(13)クルーズ乗船客と対象とされる明細 事項に関するデータの収集方法は?		INS (U.S.) Department of Justice, Immigration & Naturalization Service).は入国 新望の外国人に 対して米国入国 許可が出る前に 94を実施しなけれ ばならない。				Ine Kevenue Canada"カナダ国 税局のフォームで は、到着したと乗 務員は対象をとも 系員は対象とと乗 系の人数が記録 される。			

外客到着数順位('02)		2位 スペイン	3位 アメリカ	4位 イタリア	5位 中国	6位 英国	7位 カナダ	8位 メキシコ	9位 オーストリア	10位 ドイツ
(14)海外に居住している国民(国籍上の) を含むか含まないか		含む	含む	含む	含む		含む	-		
また、別々の数値が入手可能か 交通機関の乗組員は含むか 含まないか		× 除く	- 含む	× 含む	O 含む		× 含む	<u> </u>		
また、別々の数値が入手可能か (15)インバウンド統計に含むまたは含まな		×	_	×	0		0	_		
い旅行者のカテゴリーは? 長期移住者		除く	除く	除く	含む		除く			
短期移住者 国境付近での労働者		除く 除く た /	除く 除く 除く	含む 含む	含む 除く 含む		含む 含む 除く			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
外交官 海外の軍人 (16)以下の変数に関して、使用されたグ		除く 除く	除く	不明不明	<u>除く</u>		除く			
ルーピングと分類の詳細は? 訪問目的区分	t ii e	。.友人または親戚 訪!療養 e.宗教 :休暇 a.その他	◆IFS:Y, (96年 にWTOの勧告に より旅行目的問金 がスタートしてい うーゴリーはそれ以 前から(83年開 から)(83年開 から)(81年 「Travelers"(In-Firight Survey of International Air Travelers"(In-Firight Survey)が 変響を	◆休暇、レジ育 ・休研究教 ・ 治新婚成計門 ・ 会 表 所	◆観光 ◆友人・親威 ・製成・親戚 ・製成・親戚 ・会との他性が ・会との他に必 ・会との他にない。 ・会とのない。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・		下べのみなんで、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で			
滞在期間区分	8	8-15泊 16-21泊	TI(旅行業界)はそれを使用していな	数を記入(区分な し)。	1-3 4-7 8-14 15日以上		正確な泊数			
			◆IFS:Y。旅行者に対し滞在期間を調査している	を使用。						
年齡層区分	1		◆I-94:Y ◆IFS:Y	0-14 15-24 25-34 35-44 45-64 65歲以上	14歳以下 15-24 25-44 45-64 65歳以上		- 2歳未満 - 2-11 - 12-14 - 15-19 - 20-24 - 25-34 - 35-44 - 35-44 - 45-54 - 55-64 - 65-74 - 75歳以上			
職業区分				◆就労者-従業書者 ◆就労者-経営者 ◆就労生 ◆主婦 ◆主婦職者 ◆主婦職者 ◆その他			0			

外客到着数順位('02)1位 フランス	2位 スペイン	3位 アメリカ	4位 イタリア	5位 中国	6位 英国	7位 カナダ	8位 メキシコ	9位 オーストリア	10位 ドイツ
*以下(17)から(25)は 宿泊記録に関しての項目										
(17)データ収集をする組織 があるか	0	0		0	0			0	0	0
(18)集計、出版する組織が あるか	0	0		0	0			0	0	0
(19)国が宿泊施設の名簿を 所有しているか	0	0		0	0	_		0	0	×
誰が更新しているか	INSEE(国立統計 経済研究所)/ (サービス産業 局)	国家統計情報局 (the Instituto Nacional de Estad ística)の地方事 務所		まず、宿泊施設の 種類別に区別して いる ;地域を管轄して いる商工会議所と 国家を管轄してい る観光局(イタリア る観光局(マリア	(旅行代理店とホ テルを管轄してい る部署)			観光局(Tourism Secretariat.)	国家中央統計局 Austrian Central Statistical Office.	
その対象に含まれるもの	◆ホテル ◆キャンブ場	CNAE-93のセク ション55.1、55.22 および55.231。		以下のる。 まれる: 1.ホテル等 ◆旅行代理店、ター ◆ホイン・リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		旅行者用福泊施 設裁計は英国の 大局)、CERplish 大場)、CERplish フurist Board、 Scottish Tourist Board、Wales Tourist Board、 Northern Ireland Tourist Board、の情報収 集機能とある英学 (北アイルランド者 限分には、 新会社の がは、 おいたは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は		・1つ星から5つまから5つまから5つまから5つまから5つまから1つまから10年から10年が10年が10年が10年が10年が10年が10年が10年が10年が10年が	山小屋	
何の情報か	◆名称 ◆名称 ◆合在所 1/1/1 (部屋数 ベッドの種類(bed places)		ボ以載され、				- 施設の名 号 、 FA X	性所(NACE区分 による)	

外客到着数順位('02)		2位 スペイン	3位 アメリカ	4位 イタリア	5位 中国	6位 英国	7位 カナダ	8位 メキシコ	9位 オーストリア	10位 ドイツ
(20)各宿泊施設のアドレス情報が出ているソースは?	SIREN国家登録 海-分類項目の地観 地光観の開始の記録 地光観楽表の追加かた は光明である。 は光明である。 は光明である。 は光明である。 は光明である。 は光明である。 は光明である。 は光明である。 は光明である。 は光明である。 は、光明である。 と、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、表に、	Tourism boards (地方観光局独自 のもの)		ホテル: ENIT (イタ リア政府観光局) 旅行代理店: Tourism Department	直接ホテルからと各省の観光局から情報を得ている。		Business register" ビジネス 答集計 "Federal income tax records," 税収 記録 "provincial / territorial tourist guides and accommodation directories." 各州、地方の観光ガイドと宿泊施設要覧	メーションシステ ム(From state	オーストリア観光 に関いての重複な に関いての重な に表すいての重な では では では では では では では では では では	
(21)宿泊客の記録を付けることが、 宿泊施設に義務化されているか	義務づけられては いない。ホテルと キャンプ場に関し ては、INSEEの稼 働率調査への報 告が義務づけら	義務づけられてい る。	義務づけられてい ない。	ホテルには義務 づけられている	義務化されている。		義務化されていない。	1つ星から5つ星ま でのホテル	宿泊施設は滞在 客を到着後24時 間以内に登録す る義務がある	9以上のベッドプレースをもった宿 泊施設
(22)立法、または条例でベースとなるゲス ト記録を付けることが義務化されているか どうか	古が幾柄プリケ		米国にはそのよう な条例はない		統計に関する条 例で義務化		義務化されていない。	メキシコの宿泊施 設サービス規格 化協議の場で検 討している。	登録法 (1991) 、 観光統計法 (1986).	宿泊統計に関す る法
(23)宿泊統計のカバー範囲										
到着客数	0	0		0	0	0		0	0	0
宿泊数	0	0		0	0	0		0	0	0
而方 (4) 中华特别一名到美奇斯(中华斯)	0	0		0	0	〇(97年より)		0	0	0
(24) 宿泊施設での到着客数と宿泊数に関する内訳 宿泊タイプ別	◆到着客数:○ ◆宿泊延数:○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数:× ◆宿泊延数:×	◆到着客数:○ ◆宿泊延数:○	◆到着客数:× ◆宿泊延数:×			◆到着客数:○ ◆宿泊延数:-	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数:○ ◆宿泊延数:○
ホテルカテゴリー別	◆到着客数: O	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数:× ◆宿泊延数:×	◆到着客数:○ ◆宿泊延数:○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○			◆到着客数:○ ◆宿泊延数:○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数:× ◆宿泊延数:×
デラックス	◆到着客数:- ◆宿泊延数:-	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数: × ◆宿泊延数: ×	◆到着客数: O ◆宿泊延数: O	◆到着客数:× ◆宿泊延数:×			◆到着客数:- ◆宿泊延数:-	◆到着客数: × ◆宿泊延数: ×	◆到着客数:- ◆宿泊延数:-
5つ星	◆到着客数: O ◆宿泊延数: O	◆到着客数:- ◆宿泊延数:-	◆到着客数:× ◆宿泊延数:×	◆到着客数: 〇 ◆宿泊延数: 〇	◆到着客数: O ◆宿泊延数: O			◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数: O ◆宿泊延数: O	◆到着客数:- ◆宿泊延数:-
4つ星	◆到着客数:- ◆宿泊延数:-	◆宿泊延数: O	◆到着客数: × ◆宿泊延数: ×	◆到着客数: O ◆宿泊延数: O	◆到着客数: O ◆宿泊延数: O			◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数: O ◆宿泊延数: O	◆到着客数:- ◆宿泊延数:-
3つ星 	◆到着客数:○ ◆宿泊延数:○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○ ◆到着客数: ○	◆到着客数:× ◆宿泊延数:× ◆到着客数:×	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○ ◆到着客数: ○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○ ◆到着客数: ○			◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数:- ◆宿泊延数:- ◆到着客数:-
2つ星	◆宿泊延数: O	◆宿泊延数: O	◆宿泊延数:×	◆宿泊延数:O	◆宿泊延数:O			◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数: O ◆宿泊延数: O	◆宿泊延数:-
宿泊施設の立地別(地域or州)	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○		◆到着客数:- ◆宿泊延数:-	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○			◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○
月別	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数:- ◆宿泊延数:-	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○			◆到着客数:○ ◆宿泊延数:○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○
ゲストの居住国別 ゲストの国籍別	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○ ◆到差宏数: ○	◆到着客数: O ◆宿泊延数: O	◆到着客数:- ◆宿泊延数:- ▲到盖客数:-	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○ ▲到差宏数: ○	◆到着客数: × ◆宿泊延数: ×			◆到着客数: × ◆宿泊延数: ×	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○ ◆到差宏数: >	◆到着客数: × ◆宿泊延数: ×
	◆到着客数:× ◆宿泊延数:× ◆到着客数:○	◆到着客数:- ◆宿泊延数:- ◆到着客数:○	◆到着客数:- ◆宿泊延数:- ◆到着客数:-	◆到着客数:× ◆宿泊延数:- ◆到着客数:○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○ ◆到着客数: ×			◆到着客数:× ◆宿泊延数:× ◆到着客数:×	◆到着客数: × ◆宿泊延数: × ◆到着客数: ○	◆到着客数: ○ ◆宿泊延数: ○ ◆到着客数: ×
居住者、非居住者別旅行目的別	◆ 百 百 百 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	◆宿泊延数: ○ ◆宿泊延数: ○ ◆到着客数: -	▼到有各数:- ◆宿泊延数:- ◆到着客数:×	◆宿泊延数: O ◆宿泊延数: O ◆到着客数:-	▼到有各数: × ◆宿泊延数: × ◆到着客数: ×			▼到有各数: × ◆宿泊延数: × ◆到着客数: ×	◆ 百百百数: ○ ◆ 百百百数: ○ ◆ 到着客数: ×	▼到看各数: ^ ◆宿泊延数: × ◆到着客数:-
旅行日的別 その他	◆ 宿泊延数:- ◆ 宿泊延数:- ◆ 到着客数: ○		▼到有各数:^ ◆宿泊延数:- ◆到着客数:-	◆宿泊延数;- ◆宿泊延数;- ◆到着客数:-	▼到眉春数: ^ ◆宿泊延数: × ◆到着客数: -		<u> </u>	▼到眉音数: ^ ◆宿泊延数: × ◆到着客数: ×	▼到眉音数: ^ ◆宿泊延数: × ◆到着客数: ×	◆宿泊延数:- ◆宿泊延数:- ◆到着客数:-
CALIE	▼到有各級: O ◆宿泊延数: O デラックス、5つ	◆宿泊延数:-	◆ 宿泊延数:- この質問に関連し	◆宿泊延数:-	◆宿泊延数:-			▼到有各数: ^ ◆宿泊延数: ×	▼到有各数: ^ ◆宿泊延数: × 施設の立地条件	◆宿泊延数:-
	テフックへ、5 3 2 4 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2		この質向に関連に 、TiOJIFS質問 悪ではホテル/ モーテルに関する 情報が記載され ている。質問(14) 参照 TI = USDOC, ITA, Tourism Industries INS = US. Department of Justice, Immigration & Naturalization Service.						からない。 一名ustrian "La nder" and communities.	

外客到着數順位('02)1位 フランス	2位 スペイン	3位 アメリカ	4位 イタリア	5位 中国	6位 英国	7位 カナダ	8位 メキシコ	9位 オーストリア	10位 ドイツ
(25) 宿泊客数についての出版物はあるか	"Tourism: Analysis and Prospects- Classified hotels and campsites in France Aupply and Occupancy"	Movements of travellers in hotel establishments / campsites / tourism apartments, from 1999 onwards / 周期:月、年使用言語:スペイン語	[IOECD]: TIIによる主要報告書に る主要報告書に 含まれている(四 半期、クロス集計 表のみ、英語)	年刊- "Statistiche del turismo"と四 半期- "Indicatori congiunturali sull' offerta turistica"	"The Yearbook of China Tourism Statistics" (中国 観光統計の年報) 周期性:年刊 使中国語 英語	"UK Occupancy Survey for Serviced Accommodation: 1997 Summary of Results." "1997 Annual Report for the UK Occupancy Survey for Serviced Accommodation." 使用言語: 英語		"Indicators of tourism activity." 周期: 四半期ごと 言語: スペイン語	Newsletters (monthly)	"Fachserie6, Reihe7.1 Beherbergung im Reisseverkehr" 周期性: 四半期 使用言語:ドイツ
			①"The Summary of International Travel to the U.S." これは「94 で報告された非居住者の到着数の(年度)累計を用いた月刊の報告書である。 ②"The U.S. International Air							
			Travel Statistics Report." 四半期、年 月刊、四半期、年 刊の報告書であ る。これらは、米 国に関する国際 空路データを公表 しており、米国ア ウトパウンド推計 の唯一の情報源 である。							
			③"The In-Flight Survey of International Air Travelers"これの報告書は、四年期ともでいる。 本語のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般							
			データ等、さまざまな情報を公開している。 ④ "The Outlook for International Travel to and from the United States." Til は米国に入国する2つの予測を毎年たてている。その予測							
			は、全世界地域と 30カ国近くに関する5カ年計画(予想)として発表される。 (多) "The Economic Impact of International Travel on State Economies."この報告書では、全米50州の国際旅行							
			客に依存している 支出、従業負数 数、雇用、税収に 関する情報を提 供している。 ⑥"Abstract of International Travel to and from the United States." この報告 書は、表形式の							
			米国の国際イン パウンドとアウト パウンド統計をなっ ている。年刊であ (⑦"Canadian Travel to the United States."こ の報告書は、表体 ペのカナダ人類							
			光客の詳細や 個々の州を訪れるカナダ人観光客 の旅行特性について詳細に分析を れている。刊であ 告書は、年刊であ [i]In-Flight Survey of Oversea Travelers to the							
			U.S.(米国を訪れ る海外旅行者の フライト中の調査) In-Flight Survey for non-residents of 11 countries to the U.S.(米国を 訪れる11カ国の 非居住者を対象と したフライト中の 調査)							

外客到着数順位('02)	1位 フランス	2位 スペイン	3位 アメリカ	4位 イタリア	5位 中国	6位 英国	7位 カナダ	8位 メキシコ	9位 オーストリア	10位 ドイツ
*以下(26)から(34)は										
訪問客/ツーリスト調査に関しての項目 (26)調査タイトル	"Border Survey" (国境調査)	Tourist Movements at Frontiers (FRONTUR).	[1]Survey of International Air Travelers of IFS	"UIC Frontier survey on international tourism" (国際観光におけるUIC国境調査)	海外訪問客標本 調査 (Sample Survey of Oversea Visitors)	国際旅客調査 "The International Passenger Survey" (IPS) (used both for Inbound and Outbound Tourism).	visitors to Canada" (2) "Government travel survey of visitors to Canada" (3) "US Resident Questionnaire for Same Day Automobile Visitors between the US and	"Visitor profile."		
調査目的	フランスにおける 非居住旅行定と客 非居住旅行定と客 調査は、日本の地域、入れ、機 の一地域、入れ、機 の一の地域、入れ、機 の一の大学 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一 の一	の変動を把握し、	[1]http://tinet.ita. doc.govを参照	①戦光に関わる 国際収支統計の 関連では ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	インパウンド・ツー リズムの受取額 のデータ収集のた め	IPSの主な通ります。 は又可能する。 は、国際では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然	計るため。これに ついては無額性 がある。 に消費を額の少ない 標準を(地や地)やかいり ロカス集計)は でして、 はでいるできない。 はできない。 はできない。 はできない。 はできない。 はできない。 はできない。 はできない。	地のために、国内 が国外旅行、 が同かが行うおいたがでいたが、 がにかの象ででいます。 でどんかいただった。 もったか、だってる。 はどんか、だってる。 など旅行まれたり、 にないないないできない。 にないないないできない。 にないないない。 にないないない。 にないないない。 にないないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないない。 にないるい。 にないる。 にない。 にないる。 にないる。 にない。 にないる。 にない。 にないる。 にないる。 にないる。 にないる。 にないる。 にないる。 にないる。 にないる。 にない。 にないる。 にない。 にないる。 にない。 にな。 にない。 にない。 にない。 にない。 にない。 にない。 にない。 にな。		
(27)調査実施、データ処理、出版を行って いる組織	Direction du Tourisme (L'enquête fait l'objet d'un appel d'offres. Le marché est divisé en plusieurs lots: préparation, collecte selon le mode de transport, saise, contrôles, exploitation. Ces exploitation. Ces ilots peuvent être confiés à des soci étés différentes.) …質問に対して	Instituto de Estudios Turí sticos	U.S. Department of Commerce, International Trade Administration, Trade Development, Tourism Industries	UFFICIO ITALIANO DEI CAMBI - Banca d'Italia - Statistics Department (イタリア中央銀行為替局)	China National Tourism Administration and State Statistical Bureau	International Passenger Survey Branch, Office for National Statistics	Statistics Canada	Secretaría de Turismo, Direcció n General de Política Turística		
(28) その組織のタイプ	一般に、道路を 使った旅行の データ収集は、 CETEs(Centres d'Etudes Technique de l'Equipement(public) が行っている。 旅行のその他の 形態に関しては、 民間養士によって (1996年、MVZ and SOFRES)。そ のデータは NRETS(National Transport Research and SUdy Institute) はなり下RESによっ て利用されている。		[1] Titは米国名のの 国際旅車を持ち のはない のは、州や町であっては、独自に旅行 を は、独自に旅行 を を 、大いで は、独自に就して が して が して が い が い が い が い が の い が の で が の で が の が の が の が の が の が の が の	その他:中央銀行	地域観光局にや地力統計局の協力 力統計局の協力 のもと、中国国家 観光局(CNTA) と国家統計のである。 構成されている。	IPS Branch of the Office for National Statistics (ONS) 対調査に関して全 面的に責任を持つ ている。	国(カナダ統計局)	B		
(29)調査費を負担した組織	州観光事務所 State Tourism Office.	国	[1]National Government, NTO. 政府予算と 業界へのデータ 売上金から資金 を調達している。 中間的(政府)機 関からの融資もある。		中国国家観光局 (CNTA)		・主に国家(カナダ 統計局)だが、一 部はNTO (Canadian Tourism Commission)によ る。	州観光局を介して州政府		

外客到着数順位('02))1位 フランス	2位 スペイン	3位 アメリカ	4位 イタリア	5位 中国	6位 英国	7位 カナダ	8位 メキシコ	9位 オーストリア	10位 ドイツ
(30)調査の詳細について	行者がフランスと行 社国する。調本に行 われいての形。 は下の階 にている。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	計)は、計)は、計)は、計)は、計)は、計・、集、に、生、性、性、性、性、性、性、性、性、性、性、性、性、性、性、性、性、性、性	Market analysis sectionをグリック。The Survey of International Travelers(In-Flight Survey) programを見るにはスクロールダウン。これをクリックして、the detailed description of the programへ。	クションでで挙げたけたけたものについては、UICののインパウンド国境調を引用する。収 がウンド国境では、UICののインパウンド国境では、UICののインドロットがでは、ロンドロットでは、ロンドロットでは、ファインパウンド国境調査では、関係では、ロンドロットでは、ロンドロットでは、ロンドロットでは、ロンドロットでは、ロンドロットでは、ロンドロットでは、ロンドロットのでは、ロンドロットでは、ロンドロットのでは、ロンドのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドロットのでは、ロンドのでは、ロンドのでは、ロンドのでは、ロンドのでは、ロンドのでは、ロンドのでは、ロンドのでは、ロンドのでは、ロンドのでは、ロンドのでは、ロンドのでは、ロンドのでは、ロンドのでは、ロン	では、毎年6月年 には、毎年5月頃 には、頃、主然の には、頃、主然の で40,000のか には、頃、主然の で40,000のか のお事が立 にないらい にないらい にない ののイングに に報い で40,000の で40	れる。A Brief Description of the Methodology of the International Passenger Survey, IPS Brach, Office for National	ト調査は、国外旅行者の消費を持ている。 国外旅行者をの消費をいる。 できない できない できない できない さい いい	住所、同行者、滞 在日数、旅行の 主要目的、利用 交通機関、宿泊 施設、収入 これらの質問は1		
				標本は4つの国境 タイプ:空珠鉄道に クかれる。96年から97年の17年のイグ・200 クかれる。96年から97年の17年のイイルだ。98年には、 やや減速ではは、 ややが減速が行われる。98年には、 でかって12万5 調査が行われる。						
				標本は5つのでは、 様により階にないます。 は、 がけらかにからからからが、 クリアのは、 クリアのは、 クリアのは、 のをがいるが、 のでは、						
				それには、行うない。 それには、行うない。 では、いかでは、いかでは、いかでは、いかでは、いかでから、いかでは、いかでは、いかでから、ないが、できない。 では、いかでから、ないが、できない。 では、いかでは、いかでは、いかでは、いかでは、いかでは、いかでは、いかでは、いか						
				る目のかあるようない。 イ 最々リア人は下る。 イ まからいまた。 イ はいまた。 イ はいまた。 イ はいまた。 イ はいまた。 イ はいまた。 イ はいまた。 イ はいまた。 イ はいまた。 イ はいまた。 イ はいまた。 ク いったさは、 の はいまた。 の はいまたる。 の は、 の は と は と 。 の は						

外客到着数順位('02)	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
	フランス	スペイン	アメリカ	イタリア	中国	英国	カナダ	メキシコ	オーストリア	ドイツ
(31)使用した調査方法	もし必要ならば、 インタビュー者の 助けを得て、ツー リストが質問票に 記入	直接質問をし、回答者が記入	[1]毎月第3週目に 12カ国語対応の 質問票を米乗で 向かう出発便では 市。"markets air port surveys"(空 港調査)も同様の 調査方法で行わ れている。		観光客によって質問票が記入され、質問者によって回収される	対面インタビュー調査	アンケートを記入 後、旅行者がカナ ダ統計局に郵送 (郵便料金は無 料)	対面インタビュー調査		
調査対象	全ての非居住の旅行者。ただし、日常的に国境線付近を行き来している労働者は除く	スペインに入国す る全ての旅行者	[1]米国への海外 旅行客およびメキ シコの航空機旅 行者	全ての国際旅客 (国際通貨基金定 義)	海外訪問客	英国に、空路、航路、英仏海峡トンネルにて入国、出国する旅客		1団体につき1人 14歳以上		
統計単位	、 家族・グループ単 位(車、回答は、 道や港で)	個人、旅行グルー プ単位	[1]添付した表を 参照	各個人(消費支出 もとが同じ旅行 者)	各個人	個人	旅行グループ単 位	個人		
標本抽出の方法	階層化は次のよう になっている 〇交通手段 〇四半期、曜日 別(Type of Day) 〇地理的な地域 区分	時間帯、フフライト を設定し、単純無 作為抽出	[1]writingを参照	階層化(インタ ビュー) 体系的(カウント)	層化標本抽出	調査は、英国に入 国国、出国別無作と の階層別無作と ・サンプルは多重で、 ・サンプルは多重で、 ・サンプルおと ・サンド ・サンド ・サンド ・サンド ・サンド ・サンド ・サンド ・サンド ・サンド ・サンド ・サンド ・サンド ・サンド ・サンプルおと ・カンド ・カン ・カン ・カン ・カン ・カン ・カン ・カン ・カン	除外サンブルは International Travel reportの P72を参照	サンブル調査		
標本サイズ	点・日(道と港)、 列車、飛行機 〇2次ユニット:家	1997年10月-1998 年9月 車両数:1,583,435 台 入国調査:266,997	16,313から1997年	年間約125,000イ ンタビュー、約 1,400,000カウン ティング実行	40,000	1995年は全旅客 の0.2%にあたる 248,000の回答が 得られた。	全旅客の5%			
回答率	.拣	者) 92.7% (空路出国 者)	[1]1988年の50% から1990年の 73%まで。1997年 は回答率が57% であった。回答率 は、年によって、 48%から57%ま	ビュー)	90%		米国からの旅行 客-6% 米国以外からの 旅行客-4% 米国からの日帰り 客-4%	信頼性90%以上 5%ほどのエラー あり		
データ収集の頻度と時期	収集期間:1年間。調査年は不 定期。直近5回は '82,89,91,94,96年 に実施。	継続して行う	でばらつきがあ [1]月別収集だ が、四半期ごとの 旅行人口確定値 が重要視されてい る。		年間	四半期(IPSま とめ)	継続的な四半 期のデータ	トップシーズン に2回とオフ シーズンに1回		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(32)調査項目										
旅行目的	0	0	0	0 0 0	×	0 0 0	0	0 0 0		
主な交通手段 目的地	0	0	0	0	Ô	0	0	0		<u> </u>
	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö	Ö			
宿泊施設の形態	Ö	0		0			0	0		+
総支出	×	0	0	Ö Ö	0	Ο	Ö Ö	Ö		·
商品別の支出内訳		×		×	Ö	Ö	Ö	Ö		
商品別の支出内訳 属性(性・年齢等)	X O	X O	O O	X O	0	_ O O	0	O O O O		1
家計収入	-	i —	0	×	×	_	×	0		
その他	-	0	0	0	0	_	O			
特記事項	〇目的地と滞在 地は分けて聞い ている。 〇主な利用宿泊 施設タイプと、利 用した宿泊施設に 分けて聞いてい る。	(organization of trip) 満足度 行動内容	[1]その馴をには 29の質問がある。	支出頭に対する。 支出所に対するには、 対するにはできます。 は項目のでする。 は項目のでは、 のでは、	同封した "overseas visitor sample survey"海 外旅行客標本調 査を参照。		のみへ、直接米	・サービスはどう だったか?: 設 備、食事、レ ジャーや娯楽、公 共サービス、旅行 情報、アトラクショ ン、安全性、価格		

外客到着数順位('02)	1位 フランス	2位 スペイン	3位 アメリカ	4位 イタリア	5位 中国	6位 英国	7位 カナダ	8位 メキシコ	9位 オーストリア	10位 ドイツ
)) J	7.412	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	1277	TE	X E	,,,,)() <u>_</u>	3 2(1))	
(33)直近調査結果を公表した年/月	1996年	1998年10月		1998年6月(1998 年9月まで)、暫定 数値	1997年		1996年(1997年速 報値と1998年第1 四半期のコピー添 付)			
	-Key factors(主 要要因) -Letter from the Observatory -Different polls from the ONT	Preview" 月刊./スペイン語; "FRONTUR- Statistical tables"	データベースは、 TIによって二つの 報告書、あるいは データベースに作 り直される:	数値 タイトル:①"UIC monthly statistical bulletin"	タイトル: Sample Survey Data on Overseas Visitor (海球金子) 高報金子 使用 高語語:	January 1999. "旅行統計ダイジェスト" British Tourist Authority刊 1999年1月発行 英数、英国からの客数と旅行客数と旅行客の国内旅行消客 翻は"ONS First	四半期のコピー添 「International travel (annual) catalogue*66- の使用言語、英語と 使用言語、英語(1996 年の資料付き)。 「International travel。advance information (monthly) 66- の01-PPB. 使用言語、英語の (monthly) 66- の1-PPB. 使用言語等(1998 セフランス語(1998 セフランスの出版)。 全の変異が付き)。 全にの参照は は以下の出版。 を考のこと:			



PRESENTATION

As explained in the next section III.3 "General guidelines for its implementation", the questionnaire proposed by WTO should be used as a starting point in those countries that consider useful to develop a research that will allow the direct evaluation of visitor expenditure associated to inbound tourism. We understand the answers given will not only contribute to improve the analysis of the economic impact of tourism in the country of reference and its different regions, but will also allow a better international comparability of this basic variable for the economic analysis of tourism.

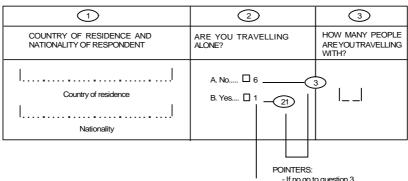
The final questionnaire should take into account the tourist reality of the country of reference (it is recommended to adapt this proposal to the corresponding national circumstances) and should also guarantee that the data obtained can be used not only by the National Tourism Authority, but also the Central Bank and the National Statistical Office.

Both this questionnaire and the general guidelines for its implementation compose this WTO proposal, which has been made possible thanks to the execution of the research on international experiences in measuring visitor expenditures, co financed by the Canadian Tourism Commission, the Instituto de Estudios Tur sticos (Spain), the Swedish Tourist Authority and the World Tourism Organization. The starting point used was the general framework resulting from the comparative analysis obtained from the questionnaires used by the eight countries that have accepted to cooperate in this project (Canada, United States of America, Mexico, Spain, France, Italy, Sweden and Finland). From there, the Department of Statistics and Economic Measurement of Tourism has presented different drafts that have been modified following the comments and suggestions of all those technicians mentioned in section III 2

Some characteristics of the questionnaire should be pointed out from the beginning to guarantee a good interpretation:

- the questionnaire is an interviewer-administrated exercise that should be implemented in a significant sample of the country entry-points. Therefore, the survey designed is a border survey type.
- those selected visitors will fill it in on a voluntary basis and the answers will be confidential.
- it should be used when the visitor leaves the country; this will be easier when those visitors leave the country by other means of transportation than by road.
- finally, the consultant firm that has carried out the research has elaborated the questionnaire design, using its own methodology. To avoid any confusion, the following example illustrates how to go through the questionnaire:

A. TRAVELLERS



Digits at the right-hand-side of the check boxes are the codes to be used when recording the answers to the questionnaire.

- If yes go to question 21.

- if there is no pointer (such as in question 1 & 3) go to the next question

Finally, we would like to point out the provisional character of this proposal; we pretend to update it in the second semester of next year 2003, with all those suggestions and comments we'll receive from its readers and users.

A .旅行者 A .TRAVFI I FRS

						A. IRAVELLERS	
1			(2)			3	
SURVEY POINT 調査地点			DEPARTURE DATE 出発地			NATIONALITY OF RESPONDENT 国籍	
		1. Day		ı	Nationality		
			1				
4	5			6			7
COUNTRY OF RESIDENCE OF RESPONDED 住所	NT ARE YOU TRAVELLING A 一人での旅行か		HOWMANYPEOPL YOU TRAVELLING あなたを含め	WITH?			YOUAREGOINGTOLEAVEOURCOUNTRY 帰路の交通手段
A. This country		_	A. By land B. By plan C. By ship		A. By land		
	•		•		B. MEAN	SOF	TRANSPORT B.交通機関
8							9
	MEANS OF TRANSPORT 交通機関		DETAILS OF THE FLIGHT YOU ARE TAKING 航空手段			LS OF THE FLIGHT YOU ARE TAKING 航空手段	
vehici B Motorbike			and other of commercial				ate flight
10	(11)	1	(12)				
(10) AIRPORT OF FINAL DESTINATION 最終目的地の空港	TYPE OF SHIP / FERRY / BOA* 航路の種類 / フェリー / ボート	FERRY/BOAT CLASS ARE YOU 7711-/#* \ 7772 OFRESID			DENCE?IFNO HTS SPENT I	OT, INDI	13 NTRY IN ORDER TO GO BACK TO YOUR COUNTRY CATE THE DESTINATION COUNTRIES, AS WELL AS H OF THEM BEFORE REACHING YOUR COUNTRY 直帰か他国経由か?
Airport	A Conventional	B. Bu	rst	A.No C B.Yes. C	13	2. l 3. l	Destination country Number of nights I I

Grafo_Test Info: alfredogr@araldi.es

C.滞在について

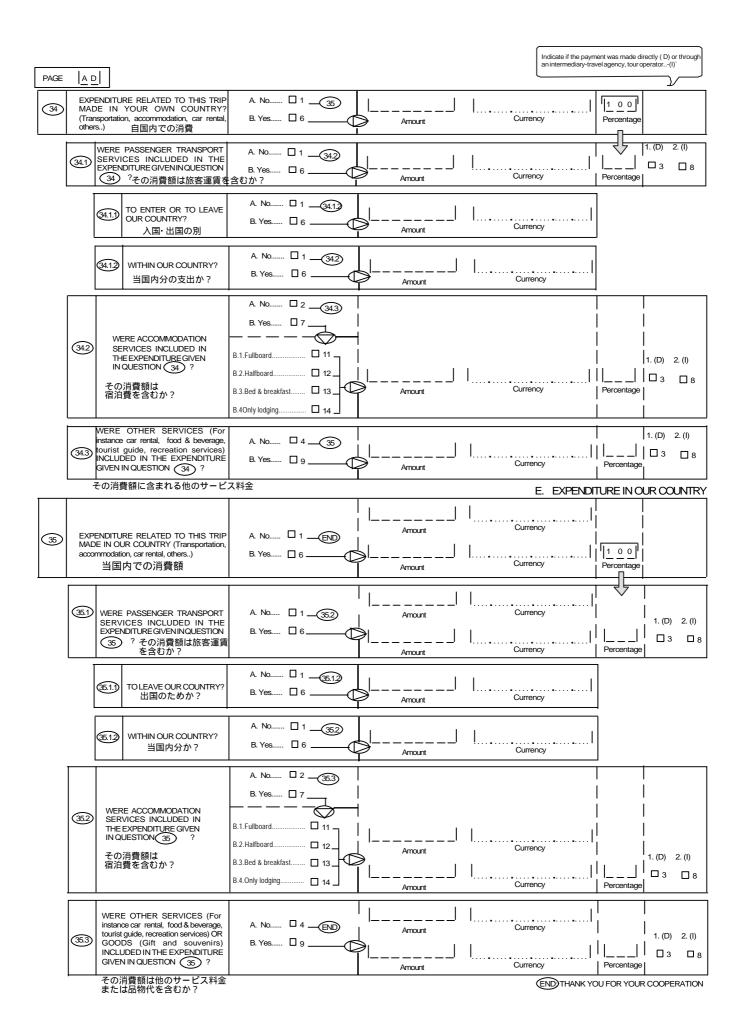
C. ABOUT YOUR STAY

14	15)	16)	17)
DATE OF ARRIVAL 到着日	DID YOU ARRIVE IN OUR COUNTRY 入国日	DETAILS OF THE FLIGHT YOU ARRIVED IN 空路の種類	DIDYOUARRIVE FROMYOUR COUNTRY OF RESIDENCE? IF NOT INDICATE THE COUNTRIES, AS WELL AS THE NIGHTS SPENT IN EACH OF THEM BEFORE REACHING OUR COUNTRY. 直接入国か?他国経由か?
		A. Private flight 1	Destination country Number of nights
1. Day		B. Commercial flight.	A Yes. 2
2. Month	B. By road □ 42 □	I	B. No 🗆 7 — T 2. I
3. Year	D. By train 44	Airline	3.
		Flight number	4.1

18	(20		
NUMBER OF NIGHTS SPENT IN OUR COUNTY 滞在日数	REASONS FOR YOUR ON 日帰り前	CODE OF THE MAIN REASON FOR YOUR ONE DAY VISIT 主たる日帰り旅行の理由		
A. None (I am in	A. Work / Business	B. Leisure, recreation and holidays		
transit to / from	A.1 Convention, etc	B.1 Holidays		
other countries) 01 26	A2 Trade fair 05	B.2 Shopping 12	relatives 19	
B. None (I am just visiting your	A.3 Business/work meeting 06	B.3 Cultural event	D. Health treatment	_
country for one day) 02———————————————————————————————	9 A.4 Students	B.4 Sport event	E. Religion/Pilgrimages. 21	Code
C. One or more nights. 03	A.5 Crew members	B.5 Otudoor activities	F. Other reasons 22	
C. One of more riights.		B.6 Thematic park		
	A.6 Border and seasonal workers (with employer resident in our	B.7 Honey moon 17		
_2	country) 09	B.8 Visiting second residence 18		
Number of nights	A.7 Other reasons 10			

21	2	23
VISIT FREQUENCY 来訪の頻度	REASONS FOR YOUR OVERNIGHT VISIT TO OUR COUNTRY (Several answers possible). 滞在理由	CODE OF THE MAIN REASON FOR YOUR OVERNIGHT VISIT 主たる滞在理由
A. Every day	A. Work / Business B. Leisure, recreation and holidays A.1 Convention, etc	

						PAGE A C
	24)			(25)	
CITY (LOCATION / AREA / REGION) IN WHICH YOU HAVE STAYED OVERNIGHT AND NUMBER OF NIGHTS IN EACH ACCORDING TO THE TYPE OF ACCOMMODATION			WHICH OF THE FOLLOWING ACTIVITIES HAVE YOU TAKEN PART IN OR SPENT TIME DOING IN OUR COUNTRY? (Several answers possible).			
24.宿泊地と宿泊数(施設のタイプ別) 2. Nights				25.滞在期間中の	O行動内容	
Cities / locations / areas or regions 2. in which you have spent at least one night		cial accommodation nights spen				
Ingili	esidulistili	ienis at this place	1	vities 01	19. Water cure	19
1			2. Visiting friends /	relatives 02	20. Dine high quality restaurant	s 20
				iguage 🗆 03	21. Participate in nightlife	
2				vent	Pilgrimage Other activities	22
3				ent	23.1. Swimming	23
		, , , , , ,	7. Sightseeing		23.2. Go to the beach	_
4.l				s 🗖 08	23.3. Boating / Sailing / Win	dsurfing 25
5.			Visiting ancient n	monument 🗖 09	23.4.Hunting/Fishing	26
			10. Visiting castle /	church 10	23.5. Hiking / Trekking	
6.l	''			architecture 11	23.6.Canoeing / Rafting	
7.		'		wns / villages	23.7. Golf/Tennis	
8			1	13	23.9. Skiing	
0.1				e sights 15	23.10. Visiting national park	
9.			16. Visiting market	🗆 16	23.11. Other	🗆 33
10		_	17. Visiting casinos	/ gambling 1 7		
			18.Shopping	18		
11. TOTAL		ll				
D.旅行形態と旅行 (26)	<u>行前消費額 D. TRII</u> 27)	P/VISIT ORGANIZATI (28)	ON & EXPEN	DITURE BEFORE LEA	VING YOUR COUNTRY (30	_
	ARE YOU TRAVELLING ON	PRICE PAID IN YOUR	COUNTRY OF			
EXPENDITURE WILL REFER TO	A PACKAGE TOUR?	RESIDENCE FOR THE PAG	CKAGE TOUR.	TRANSPORTATION? 往復(周遊)の交通費	上道の交通費を含	
旅行形態	パッケージ ツ アーか? 	旅行代金の支払いは自	国でしたか?	含むか?	æ	
A. You alone 2 27	7) A. No □ 3 —34	A. Unknown 🗆 4		A. No □ 1		🗆 2
B. The group you are travelling with	B. Yes 82	B. Known 9	<u> </u>	B. Yes 6	31 B. Yes	🛮 7
		1				
		I — — — — — — Amount				
Group size		I .				
		Currency				
31)		<u></u>			<u></u>	
DOES IT INCLUDE TRANSPORTA-	DOES IT INCLU	DE ACCOMMODATION?		DOES IT INCLUDE O	OTHER SERVICES SUCH AS:?	
TION WITHIN OUR COUNTRY? 当国内での交通費を	宿泊費を含				ービスを含むか?	
含むか?						
					- · ·	
A. No 3 B. Yes 8	A. Yes 🗆 4	B. No 🔲 9	- 33	Tour scort for entire trip	A. Yes B. No 2 □ 9 □ 4)
D. 165 🗆 6				Commercial guided tours		
		51 D 52		3. Car rental	🗆 7 🗆 2	
		52 eakfast 53		4. Other services	8 🗆 3	
		ng 54				



参考. EU指令における収集すべき宿泊統計情報

"COUNCIL DIRECTIVE 95/57/EC of 23 November 1995 on the collection of statistical information in the field of tourism"
ANNEX STATISTICAL INFORMATION IN THE FIELD OF TOURISM
~ 95年11月のEC指令の付録、観光分野収集すべき統計情報より、宿泊統計に関する部分を抜粋

A.. Capacity of collective tourist accommodation

宿泊施設全体の収容人数

A.1. Information to be transmitted on an annual basis

年単位の公表事項

Number	Accommodation breakdown	Variables	Geographical breakdown (1)
	宿泊施設分類	変数	地域分類
A.1.1.	Hotels and similar establishments ホテルとそれに準ずる施設	Number of establishments 施設数 Number of bedrooms 部屋数 Number of bedplaces ベッド数	National and regional NUTS III 国とNUTS IIIの地域
A.1.2.	other collective accommodation estimates; その他施設の数 - tourist camp-sites キャンプ場 - holiday dwellings 別在 - other collective accommodation その他宿泊施設	Number of establishments 施設数 Number of bedplaces(2) ベッド数	National and regional NUTS III 国とNUTS IIIの地域

B. Occupancy in collective accommodation establishments: domestic and inbound tourism 宿泊施設の稼働率:国内旅行とインバウンド旅行

B.1.Information to be transmitted on an annual basis

年単位の公表事項

Number	Accommodation breakdown	Variables	Geographical breakdown (1)
	宿泊施設分類	変数	地域分類
B.1.1.	Hotels and similar establishments ホテルとそれに準ずる施設	Arrivals of residents 国内居住者到着数 Nights spent by residents 国内居住者宿泊数 Arrivals of non-residents 国外居住者到着数	National and regional NUTS II 国とNUTS II の地域
		Nights spent by non-residents 国外居住者宿泊数	
B.1.2.	Other collective accommodation establishments: その他施設 - tourist camp-sites	Arrivals of residents 国内居住者到着数 Nights spent by residents	National and regional NUTS II 国とNUTS II の地域
	キャンプ場 - holiday dwellings 別荘	国内居住者宿泊数 Arrivals of non-residents 国外居住者到着数	
	- other collective accommodation その他宿泊施設	Nights spent by non-residents 国外居住者宿泊数	
B.1.3	Hotels and similar establishments ホテルとそれに準ずる施設 Other collective accommodation establishments その他施設	By country of residence: (breakdown by calendar month): 居住国ごと(各月でも報告) - Arrivals of non-residents	National 国
	C 47 IEMBRA	国外居住者到着数 — Nights spent by non-residents 国外居住者宿泊数	

B.2.Information to be transmitted on a monthly basis

月単位の公表事項

Number	Accommodation breakdown	Variables	Geographical breakdown (1)
	宿泊施設分類	変数	地理的分類
B.2.1	Hotels and similar establishments ホテルとそれに準ずる施設 Other collective accommodation establishments その他施設	Arrivals of residents 国内居住者到着数 Nights spent by residents 国内居住者宿泊数 Arrivals of non-residents 国外居住者到着数 Nights spent by non-residents 国外居住者宿泊数	National 国
B.2.2.	Hotels and similar establishments ホテルとそれに準ずる施設		National 国

⁽¹⁾ Data on bedrooms and bedplaces at NUTS III level may include estimates; estimates must be clearly identified as such.

NUTS Ⅲ レベルでの部屋数とベッド数のデータはそれとみなされた推定値を含む。 注. NUTSとはEUの地域分類を指す

⁽²⁾ For camp-sites, where a Member State has no standard of its own, one camping pitch may be regarded as equivalent to four bedplaces. 国独自の基準がないキャンプ場については、テント一張りをベッド4台分に換算。